

官報

号外 昭和二十五年七月三十一日

第八回参議院會議録第十一号

昭和二十五年七月三十日(日曜日)午後一時二十九分開議

議事日程 第十号

昭和二十五年七月三十日

午後一時開議

- 第一 全国選挙管理委員会委員の指名
- 第二 日本国有鉄道の本州及び九州における地方組織改革実施延期に関する決議案(内村清次君外一名發議) (委員長報告)
- 第三 鉄道公安職員の職務に関する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第四 横浜国際港埠建設法案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第五 神戸国際港埠建設法案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第六 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第七 漁業法の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第八 日本製鉄株式会社法改正法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第九 失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一〇 船舶公団の共有持分の処

理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

- 第一一 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一二 関税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一三 低性能船舶買入法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一四 教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一五 裁判所書記官等の待遇是正に関する請願 (委員長報告)
- 第一六 昭和二十四年法律第二百号中一部改正に関する請願 (委員長報告)
- 第一七 全国国立大学附属学校教官の諸給與改善に関する請願 (委員長報告)
- 第一八 建設省職員中特殊作業従事職員に特別勤務手当支給促進の請願 (委員長報告)
- 第一九 公務員の給与ベース改訂に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第二〇 北海道江別町の地域給引上げに関する請願 (委員長報告)
- 第二一 医師たる技術者の俸給の

特別設置に関する請願

- 第二二 新庄市の公務員に地域給支給の請願 (委員長報告)
- 第二三 郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願 (委員長報告)
- 第二四 立川市に東京地方裁判所等の支部設置の請願 (委員長報告)
- 第二五 在外公館等借入金支拂に關する請願(二件) (委員長報告)
- 第二六 元大連市政府建設公債の処理に関する請願 (委員長報告)
- 第二七 在外公館等借入金支拂促進に関する請願 (委員長報告)
- 第二八 石川県小松市に金沢織維製糸検査所支所設置の請願 (委員長報告)
- 第二九 衣料登壇店の救済に関する請願 (委員長報告)
- 第三〇 絹人絹織物工業の経済自立に関する請願 (委員長報告)
- 第三一 絹人絹織物の輸出振興対策に関する請願 (委員長報告)
- 第三二 中小企業共同施設の助成金増額に関する請願 (委員長報告)
- 第三三 中小企業緊急金融対策等に関する請願 (委員長報告)
- 第三四 中小企業金融対策に関する請願 (委員長報告)

第五 中小企業者の金融難対策に関する請願 (委員長報告)

- 第三五 中小企業者の金融難対策に関する請願 (委員長報告)
- 第三六 郡山市に郵政健康管脚特別局設置の請願 (委員長報告)
- 第三七 郡山市に郵政省地方簡易保険局新設の請願 (委員長報告)
- 第三八 福島県小野新町駅前簡易郵便局新設の請願 (委員長報告)
- 第三九 栃木県高梁村に簡易郵便局設置の請願 (委員長報告)
- 第四〇 長崎県森山郵便局の集配事務開始に関する請願 (委員長報告)
- 第四一 岡山県高梁町に直轄普通郵便局設置の請願 (委員長報告)
- 第四二 福岡県瀬高町に無集配特定郵便局設置の請願 (委員長報告)
- 第四三 簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願(六件) (委員長報告)
- 第四四 郡山市に電気通信省通信病院または分院新設の請願 (委員長報告)
- 第四五 福島県川俣町の電話回線増設に関する請願 (委員長報告)
- 第四六 郡山放送局の放送設備拡張に関する請願 (委員長報告)
- 第四七 郡山、福島両市間の電話即時通話制度実施に関する請願 (委員長報告)
- 第四八 郡山電話局の電話交換方式変更促進に関する請願 (委員長報告)
- 第四九 郡山電報局独立立舎新築に関する請願 (委員長報告)
- 第五〇 福島県中野、郡山両局間に直通電話架設の請願 (委員長報告)

第五一 白河電報電話局の電話交換方式変更促進に関する請願 (二件) (委員長報告)

- 第五一 白河電報電話局の電話交換方式変更促進に関する請願 (二件) (委員長報告)
- 第五二 岡山県高梁町に電報電話局設置の請願 (委員長報告)
- 第五三 福島県玉野村に電話架設の請願 (委員長報告)
- 第五四 佐賀電話局舎の新築等に関する請願 (委員長報告)
- 第五五 岐阜県蘇原町電話を那加電報電話局普通加入区域に編入の請願 (委員長報告)
- 第五六 北海道に国立身体障害者公共職業補導所設置の請願 (委員長報告)
- 第五七 失業緊急対策に関する請願 (委員長報告)
- 第五八 失業緊急事業に関する請願 (委員長報告)
- 第五九 高山市の勤務地手当引上げに関する請願 (委員長報告)
- 第六〇 中小商工業者救済に関する陳情 (委員長報告)
- 第六一 中小企業金融対策に関する陳情 (委員長報告)
- 第六二 大岡地区に電話機増設および新設の陳情 (委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗讀を省略いたします。

去る二十五日衆議院から、同院は参議院議員赤木正雄君が新聞出版用紙割当審議会委員に就くことができることと議決した旨の通知書を受領した。同日衆議院から、同院は参議院議員野田卯一君が国立造化学研究所評議員会評議員に就くことができることと議決し

た旨の通知書を受領した。
去る二十七日議員から左の質問主意書
を提出した。

韓国水域航船船員に対する位
險区域手当免税に関する質問主意書
(松浦清一君提出)
船員法と船員保険法との災害補償の
調整に関する質問主意書(松浦清一
君提出)

一昨二十八日議員駒井藤平君外六十五
名から委員会審査省略の要求書を附し
て左の議案を提出した。
酒税引下げに関する決議案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これ
を通商産業委員会に付託した。
鑛業法案

採石法案
同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。よつて議長は即日こ
れを農林委員会に付託した。

競馬法の一部を改正する法律案(千
賀康治君外二十一名提出)
同日可決した左の本院提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

国会法等の一部を改正する法律案
同日本院に衆議院送付の左の内閣提出
案を可決した旨衆議院に通知した。

日本政府在外事務所設置法の一部を
改正する法律案
主要食糧供出報奨物資の配給に伴う
損失の補てんに関する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。
京都国際文化観光都市建設法案
奈良国際文化観光都市建設法案
同日衆議院議長から左の法律の公布を
奏上した旨の通知書を受領した。

日本政府在外事務所設置法の一部を
改正する法律
主要食糧供出報奨物資の配給に伴う
損失の補てんに関する法律

同日内閣から左の答弁書を受領した。
参議院議員駒井藤平君提出酒税引下
げに関する質問に対する答弁書
同日委員長から左の報告書を出し
た。

大蔵委員会請願審査報告書第一号
同特別報告第一号
失業保険法の一部を改正する法律案
可決報告書

災害救助法の一部を改正する法律案
可決報告書
漁業法の一部を改正する法律案可決
報告書

低性能船舶買入法案修正議決報告書
住宅金融公庫法の一部を改正する法
律案可決報告書
教育職員免許法施行法の一部を改正
する法律案可決報告書

同日各特別委員会において当選した委
員長は左の通りである。
電力問題に関する特別委員会
委員長 栗山 良夫君
在外同胞引揚問題に関する特別委員
会
委員長 大谷 豊清君

同日議院は皇室会議及び皇室経済会議
予備議員の辞任による補欠として左の
通り選挙し、なお、その職務を行う順
序を頭書のように決定し即日これを内
閣に通知した。

記
皇室会議予備議員
第一順位 重宗 雄三君
皇室経済会議予備議員

第一順位 徳川 頼貞君
皇室会議予備議員辞任
櫻内 辰郎君

皇室経済会議予備議員辞任
石坂 豊一君
皇室会議予備議員
第二順位 徳川 宗敬君(留任)
皇室経済会議予備議員

第二順位 小泉 秀吉君(留任)
同日議院は最高裁判所裁判官国民審査
管理委員の辞任及び任期満了による補
欠として左の通り選挙し即日これを内
閣及び最高裁判所裁判官国民審査管理
委員会委員長代理に通知した。

大野木秀次郎君
工藤 謙男君
黒田 英雄君
相馬 助治君
小笠原二三男君
中田 吉雄君
鈴木文四郎君
一松 定吉君
西田 隆男君

同日議院は、検察官適格審査会委員及
び同予備委員の辞任並びに任期満了に
よる補欠として左の通り選挙し即日こ
れを内閣に通知した。

記
検察官適格審査会委員
小杉 繁安君
齋 武雄君

同 予備委員
小杉 繁安君の予備委員
高橋 道男君
齋 武雄君の予備委員
久松 定武君

同日内閣総理大臣から、左記の者を漁
港審議会委員に任命したので漁港法
第九條第一項の規定により本院の同意
を求めたい旨の要求書を受領した。
なお、川村善八郎君については、現在
衆議院議員であるため、国会法第二十
九條但書の規定による議決をも併せて
お願する旨の申添えがあつた。

検察官適格審査会委員及び同予備委
員の辞任並びに任期満了者
委員 徳川 宗敬君(辞任)
委員 前之園喜一郎君(辞任)
予備委員 齋 武雄君(辞任)
予備委員 藤井 新一君(任期
満了)

同日議院は北海道開発審議会委員和田
博雄君の辞任による補欠として木下源
吾君を指名することを議決し即日これ
を内閣に通知した。
同日議長は社会保障制度審議会委員藤
積六郎君、中山壽彦君の議員の任期
満了による補欠及び井上なつあ君の同
委員辞任による補欠として左記の者
を推薦した旨を内閣に通知した。

記
中山壽彦君の補欠 中山 壽彦君
井上なつあ君の補欠 野田 卯一君
藤積六郎君の補欠 谷日彌三郎君
同日内閣総理大臣から、左記の者を旧
軍港市国有財産処理審議会委員に任命
したので旧軍港市転換法第六條第四
項の規定により本院の同意を求めたい
旨の要求書を受領した。

荒井誠一郎君
長崎 英造君
野村 秀雄君
堀越 禎三君
山田 義見君

同日内閣総理大臣から、大蔵大臣官房
會計課長小川潤一君(七月二十七日議
長承認)を第八回国会政府委員に任命
した旨の通知書を受領した。
同日委員長から提出した左の調査承認
要求に対し、議長は昨二十九日これを
承認した。

講和に関連する諸般の基本方策
樹立に関する調査承認要求書
一、本件の名称 講和に関連する諸
般の基本方策樹立に関する調査
一、調査の目的 講和に伴うわが国
内外の諸動向を検討し、安全保障
問題、貿易、経済、文化の諸方
策、人口問題、移民問題並びに極
東諸地域の政治状況等に関する基
本的調査研究を行う。

一、利益 新日本の包蔵する各般
の問題を究明することによりわが
国将来の自立的動向及び対外政策
の確立に寄與する。
一、方法 民、官、学各界からの
意見を聴取し、資料を蒐集し、必
要に応じて現地検討のため議員を派
遣する。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規
則第三十四條第二項により要求す
る。
昭和二十五年七月二十八日
外務委員長 櫻内 辰郎
参議院議長佐藤尚武殿

正雄君を任命することについて本院の議決を求めて参りました。赤木正雄君が新聞出版用紙判当委員会委員に就くことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本件は内閣総理大臣の申出の通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、文化財保護委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。一昨日内閣総理大臣から、文化財保護法第九條第一項の規定により、高橋誠一郎君、細川護立君、矢代幸雄君、一万田尚登君及び有光次郎君を文化財保護委員に任命することに付いて、本院の同意を求めて参りました。本件に御同意を賜ふことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同意を賜ふことに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第二、日本国有鉄道の本州及び九州における地方組織改革実施延期に関する決議案(内村清次君外一名発議)を議題といたします。尚、本決議案については少数意見の報告書が提出されております。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長佐々木鹿蔵君。

〔審査報告書及び少数意見報告書は都合により最終号附録に掲載〕

日本国有鉄道の本州及び九州における地方組織改革実施延期に関する決議案
右の議案を国会法第五十六條によつて発議する。

昭和二十五年七月二十四日

発議者

内村 清次 菊川 孝夫
参議院議長佐藤尚武殿

日本国有鉄道の本州及び九州における地方組織改革実施延期に関する決議案

日本国有鉄道は、その機構に關して、今面国有鉄道創始以來ともいふべき極めて広範にわたる大改革実施せんとしている。

元來、輸送機関は、その国の経済の動脈であり、国民の足として安全、迅速、正確、利便を最高度に確保しなければならぬものである。

従つて、その機構改革に當つては、國民に不安の念を抱かぬめいよう、慎重な計画と、完全な準備とを必要とするのは、いふまでもない。

殊に内外多事の現在の國狀においては、輸送機関の能率を保持するに必要上、新機構の実施には充分の準備期間をとるべきである。

しかるに、今回の機構改革は、その準備期間において全く不十分であるといわなければならない。よつて政府は、当分の実施を延期するよう適當の措置をとるべきである。

〔佐々木鹿蔵君登壇、拍手〕
○佐々木鹿蔵君 只今議題となりました日本国有鉄道の本州及び九州における地方組織改革実施延期に関する決議案について、委員会における審査の結果、過半に結果を御報告申し上げます。

日本国有鉄道の機構に關するこの決議案の要旨は、今般日本国有鉄道が本州及び九州における地方組織を變更し、從來の本庁、鉄道局、管理本部、現場の四階段を、本庁、管理局、現場の三階段に改め、且つ從來の横制制とでも申しましようか、地方單位に業務の統一をしておりましたものを、管理、營業、資材、經理の縦の職務系統に改め、八月一日よりこれを実施することになり、八月一日よりこれを実施することになりましたのに対し、その延期の方措置を決議しようとするものであります。

案について、委員会における審査の結果、過半に結果を御報告申し上げます。日本国有鉄道の機構に關するこの決議案の要旨は、今般日本国有鉄道が本州及び九州における地方組織を變更し、從來の本庁、鉄道局、管理本部、現場の四階段を、本庁、管理局、現場の三階段に改め、且つ從來の横制制とでも申しましようか、地方單位に業務の統一をしておりましたものを、管理、營業、資材、經理の縦の職務系統に改め、八月一日よりこれを実施することになり、八月一日よりこれを実施することになりましたのに対し、その延期の方措置を決議しようとするものであります。

運輸委員会におきましては、日本国有鉄道は國家の動脈にして、その機構の當否は、國家の産業、經濟の發展並びに民生の安定に大なる影響を及ぼすのみならず、企業体としての日本国有鉄道今後の運営を左右する問題であるから、あらゆる角度からこれが研究を行い、検討を加えるという目的で、すでに調査を進めておりましたところ、七月二十五日にこの決議案が付託されたのであります。

日本国有鉄道の組織變更については運輸委員会におきまして、審議の概要を申し上げますと、かかる決議は国会の國政審議権の範圍外であるとの根本意見もありましたが、今回の國鉄組織變更の問題、宿舎の問題、予算等につき論議を重ねられ、政府委員より今回の組織變更に至る準備その他の経過につきそれ、答弁がありました。尚、運輸大臣より、國鉄の機構を忠実に実施するに當つては、公共性と企業性の見地に立つて善処したいと考えているという

所見を重ねて明らかにせられました。これに質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、小酒井委員より、非民主的な行き方において一方的に実施されんとする國鉄の機構改正については延期することを適當と認めるとの賛成の意見の闡陳があり、鈴木委員よりは、かかる重大な變更については當然國會と協力してなすべきであるとの道義的責任あるものとして、當分延期することの決議案の主旨に賛成の旨意見の闡陳があり、又植竹委員よりは、日本国有鉄道機構の變更は、すでにその実施を迫つておることであり、これを延期するときは却つて國鉄の運営に混乱を生ずる虞れがあるので、これが実施後の措置については運輸大臣の所見を尊重し、決議案の趣旨に反対する旨の意見が闡陳されました。これにて討論を終り採決に入りましたところ、多数を以て否決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 少数意見者から報告することを求められております。報告時間は十五分間に制限いたしました。菊川孝夫君。

〔菊川孝夫君登壇、拍手〕
○菊川孝夫君 この只今の委員報告書に對し少数意見を申述べまして、より慎重なる本會議の御審議を煩わしたいと存するものであります。

日本国有鉄道は来る八月一日を期して、本州及び九州における地方組織の改正を行うこととして只今鋭意その準備を進めております。この改正は國鉄創設以來の画期的な大改正でありまして、我が國の産業經濟、一般社会に及ぼす影響は極めて大きいものがあります。

す。國鉄が昨年六月一日運輸省の所管を離れて公共企業体として運営されることになりましたゆえんのため、國鉄は國民大眾のものであつて、その利益と幸福のために運営されなければならないという高邁な理想を追求するためであることは申すまでもありません。従つて、かかる大改正を実施するに當つては、たとえ日本国有鉄道法にその明文がないといたしまして、國の最高機關たる国会に、その構想、意圖を説明して理解を求め、且つその助言を要請するだけの態度をとらなければならぬと思つております。

然るに國鉄の幹部は監理委員会の承認のみで事足りたとして、極秘の裡にその計画と準備を進めたのであります。彼らにこれを以てまして國鉄の自主性を擁護するものなりと盲信しておるようでありませぬけれども、勿論國鉄そのものは政争の具に供すべきではありません。公共企業体は經理と人事の獨立があつてこそ、その本来の使命を果し得ることは申すまでもありません。併し公共企業体である限り、國民の批判を受け、その意向を斟酌しなければならぬのは當然であり、國鉄のような独占企業においてはより必要であります。國民の声は國會を通じて最も權威あるものとして反映されておるのでありますから、今回のような組織の大改正を行います場合には、予め國會に説明を行つたからといつて決して自主性と相反することにはならないのであります。それをなさないかつたところに、國鉄に今尙官僚性が根強く存在していることを見逃すわけには行かないと存じます。(その通りと呼ぶ者あり、拍手)官僚主義の危険は我々

が今日まで余りにも多く体験して来たところでありまして、この際、国鉄当局に對しまして強く反省を求めなければならぬと思つて居る次第であります。国鉄当局が従来の官庁組織から脱け切つて、新しい組織を以て能率の増進、サービスの向上を図り、且つ責任体制を明確にし、独立採算制を確立して、国民に奉仕しようとする努力と熱意に對しまして、敬意と賛意を表するのによぶさかではありませぬけれども、今向の計画は幹部が独善的に強行する嫌いが多分にありますために、逆効果を生ずる危険も又極めて多いのであります。一例を挙げますならば、国鉄労働組合は、その趣旨に賛成であるけれども、準備が十分に整つておられないからして一ヶ月間実施を延期するようと申入れを行なつておられますが、国鉄の幹部は頑強に拒否しておられます。又従来何かと国鉄に協力して多りました管理部門所在地では、今同管理局設置を見ないことになつた地方におきましては、地元民は一致いたしました管理当局に陳情いたしておるのであります。これに對しまして、運輸事業の実際を知らない素人の無理解として、甚だしいのは極めて横柄な態度ではね付けておる模様であります。国鉄の運営は吾人の責任にありとするところの国鉄最高幹部諸君の気概は勇ましいかも知れませんが、戦前、戦時中を通じて、我々は軍閥や官僚のこうした勇氣と氣概の犠牲になつたことを忘れてはならないと思ふのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)尙この改正について關係方面でも非常な熱意を以て指導を與えておると聞いております。我々はそ

の好意に感謝し、且つアメリカの近代的事業管理の方式を取入れることに法欄であつてはいけないと思つております。整えてからでない、國民感情の相違から来るところの無用の摩擦、對立によつて、折角の組織が十分にその機能を發揮できないことになるのであります。現に管理者側に立ちますところの地方の幹部におきましても、現在の組織でも責任体制を明確にできるではないか、或いは管理部門の人員の縮小は現行のままでもやれるではないか、或いは自由競争のアメリカの鉄道と異なつて来ると共に、そのままの模倣であつたならば却つて能率を下げることになるのではないかと云つて、反對的な質問を投げかけておるようなわけでありまして。

以上申し上げましたように、この組織改正は国鉄にとつて極めて大事業であるに拘わらず、これを実施するに内外の呼喚がびつたりと合致してその実施に邁進しようとする体制が整えられておらないのであります。こうした大改正は、主體的な條件が十分に整い、且つ客観的にこれに呼應する体制ができ上つてこそ、スムーズに移行され、所期の目的が達成されるのであります。従いまして、こうした機運を醸成するたに暫らく時をかす必要を痛感する次第であります。又、客観的に見まして、第一に朝鮮事件に關連いたしました、内外の政治、経済、社会の諸情勢は異常に緊迫して参りまして、いつ如何なる突発的な事態が発生せざれども保障できないのであります。丁度八月一日の組織改正を行ひまして、一応そ

れが軌道に乗つて参りますには、どうしても三ヶ月の時日を必要といたします。朝鮮事件の推移に徴しまして、この三ヶ月の期間が最も重要な期間に相當することになるのであります。この期間におきましますところの国鉄の任務は重大且つ微妙なものがあつては申すまでもなく、この組織改正によつて、一時的にせよ、能率の低下、輸送の混乱が内外に及ぼす影響は極めて大きいと存じます。第二に、宇都宮、姫路、甲府、下関、青森等の地方から熱心な管理局設置の要望を寄せられておることは、諸君すでに御承知の通りであります。これら諸地方の地元民の要望も一概に單なる門外漢の反對であるとして看過し得ないものがあります。国鉄は、戦前、戦時中を通じて、これら地方の自治体を初め住民の諸君に種々協力を要請したのであり、今後その協力に待たなければならぬところが多のであります。従いまして、これらの地元民の理解を深めた上で廃止すべきものは廃止するだけの措置を十分に講ずる必要があります。従来のような一方的な押付けでなく、十分に理解を求めて納得を得ることこそ、民主主義の発展のために欠くことのできない要素であります。こうした見地からいたしましたとしても、八月一日は、絶対的なものでない限り、面目にこだわることなく、率直に暫らく実施期日を延期して、然るべき処置を講じ、且つ内外の諸情勢から判断いたしました、最も適當な時期を捉えて、十分な準備を整えた上で組織改正を行なつて、所期の目的を達成せられんことを期待するものであります。委員会におきまして、審議の終通におきま

ても、やり出したのだから止むを得ぬ、認めようじやないか、或いはこれを中止することによつて混乱が起るとか、或いは御意見が強く、中には總裁の責任問題にまで発展するから、この際延期することはどうも面白くないというような御意見があつたように思ひます。私は、この際、政府はよろしくこれらの事情を勘案いたしました。この際、国鉄当局に對しましてその監督権を發動して、暫らく延期の勸告を行い、指導の義務を果されるべきが至當であると確信し、敢て少数意見を開陳して延明決議に御賛成を願う次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本決議案の採決をいたします。本決議案全部を問題に供して行ひます。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反對の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願ひます。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

○議長(佐藤尚武君) 投票漏れはございませぬか。投票漏れはないと認めます。これより開票いたします。投票を計算いたさせます。議場の閉鎖を命じます。

○議長(佐藤尚武君) 投票の結果を報告いたします。投票総数百九十七票、白色票即ち本決議案を可とするもの六十七票、青色票即ち本決議案を否とするもの百三十七票、よつて本決議案は否決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 投票の結果を報告いたします。投票総数百九十七票、白色票即ち本決議案を可とするもの六十七票、青色票即ち本決議案を否とするもの百三十七票、よつて本決議案は否決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 投票の結果を報告いたします。投票総数百九十七票、白色票即ち本決議案を可とするもの六十七票、青色票即ち本決議案を否とするもの百三十七票、よつて本決議案は否決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 投票の結果を報告いたします。投票総数百九十七票、白色票即ち本決議案を可とするもの六十七票、青色票即ち本決議案を否とするもの百三十七票、よつて本決議案は否決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 投票の結果を報告いたします。投票総数百九十七票、白色票即ち本決議案を可とするもの六十七票、青色票即ち本決議案を否とするもの百三十七票、よつて本決議案は否決せられました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名 六十名
中田 吉雄君 村尾 重雄君
青山 正一君 金子 洋文君
門田 定藏君 清澤 俊英君
カニエ邦彦君 野溝 勝君
加藤シヅエ君 若木 勝藏君
三橋八次郎君 原 虎一君
齋 武雄君 高田なほ子君
小林 孝平君 山花 秀雄君
松浦 清一君 荒木正三郎君
菊川 孝夫君 赤松 常子君
山田 節男君 三輪 貞治君
成瀬 幡治君 田中 一君
小泉 秀吉君 小笠原三三男君
江田 三郎君 大野 幸一君
中村 正雄君 須藤 五郎君
千葉 信君 木村曆八郎君
水橋 藤作君 鈴木 清一君
堂森 芳夫君 梅津 錦一君
重盛 壽治君 佐多 忠隆君
小林 亦治君 相馬 助治君
松浦 定義君 森下 政一君
榊 繁夫君 岡田 宗司君
小松 正雄君 内村 清次君
小酒井義男君 栗山 良夫君
曾根 益君 西園寺公一君
佐々木良作君 木下 源吾君
棚橋 小虎君 和田 博雄君
三木 治朗君 下條 恭兵君
河崎 ナツ君 上條 愛一君
森崎 隆君 平林 太一君

反對者(青色票)氏名 百三十七名
山川 良一君 山本 勇浩君
山内 卓郎君 村上 義一君
宮城タマヨ君 溝口 三郎君
前田 穰君 堀越 傑郎君

反對者(青色票)氏名 百三十七名
山川 良一君 山本 勇浩君
山内 卓郎君 村上 義一君
宮城タマヨ君 溝口 三郎君
前田 穰君 堀越 傑郎君

反對者(青色票)氏名 百三十七名
山川 良一君 山本 勇浩君
山内 卓郎君 村上 義一君
宮城タマヨ君 溝口 三郎君
前田 穰君 堀越 傑郎君

反對者(青色票)氏名 百三十七名
山川 良一君 山本 勇浩君
山内 卓郎君 村上 義一君
宮城タマヨ君 溝口 三郎君
前田 穰君 堀越 傑郎君

反對者(青色票)氏名 百三十七名
山川 良一君 山本 勇浩君
山内 卓郎君 村上 義一君
宮城タマヨ君 溝口 三郎君
前田 穰君 堀越 傑郎君

藤野 繁雄君	波多野林一君	白波瀬米吉君	山縣 勝見君
野田 俊作君	西田 天香君	安井 謙君	山本 米治君
徳川 宗敬君	常岡 一郎君	岡田 信次君	西川甚五郎君
伊達源一郎君	高橋 道男君	滝井治三郎君	石村 幸作君
高橋龍太郎君	高田 寛君	田方 進君	星 一君
高瀬莊太郎君	高木 正夫君	池田宇右衛門君	入交 太藏君
鈴木 直人君	杉山 昌作君	島津 忠彦君	石原幹市郎君
新谷寅三郎君	島村 軍次君	深川タマエ君	木内キヤウ君
高良 とみ君	小林 政夫君	平沼瀧太郎君	大島 定吉君
楠見 義男君	木下 辰雄君	柴田 政次君	松本 昇君
河井 彌八君	片柳 眞吉君	谷口弥三郎君	油井賢太郎君
柏木 康治君	加藤 正人君	西山 龜七君	山田 佐一君
岡部 常君	尾山 三郎君	園 伊能君	寺尾 豊君
小野 哲君	梅原 眞隆君	櫻内 義雄君	西田 隆男君
草葉 隆國君	城 善臣君	中井 光次君	重宗 雄三君
郡 祐一君	木村 守江君	大屋 晋三君	平岡 市三君
長島 銀藏君	宮本 邦彦君	左藤 義詮君	小林 英三君
秋山俊一郎君	高橋進太郎君	佐々木鹿藏君	鈴木 強平君
仁田 竹一君	上原 正吉君	菊田 七平君	前之園喜一郎君
土屋 俊三君	池田七郎兵衛君	岩木 哲夫君	岩男 仁藏君
石川 榮三君	大谷 榮潤君	駒井 藤平君	小川 久義君
九鬼紋十郎君	深水 六郎君	境野 清雄君	石川 清一君
鈴木 恭一君	大矢半次郎君	阿村文四郎君	東 隆君
野田 卯一君	植竹 春彦君	森 八三一君	三浦 辰雄君
中川 以良君	小野 義夫君	堀木 鎌三君	松原 一彦君
鈴木 安孝君	黒川 武雄君	矢嶋 三義君	
横尾 龍君	石坂 豊一君		
岩沢 忠恭君	北村 一男君		
中川 幸平君	一松 政二君		
徳川 頼貞君	中山 壽彦君		
泉山 三六君	工藤 鐵男君		
小杉 繁安君	小串 清一君		
飯島運次郎君	伊藤 保平君		
井上なつゑ君	赤澤 與仁君		
赤木 正雄君	黒田 英雄君		
川村 松助君	大野木秀次郎君		
杉原 荒太君	長谷川行教君		
愛知 揆一君	古池 信三君		
加藤 武徳君	平井 太郎君		

○議長(佐藤尚武君) 日程第三、鉄道公安職員の職務に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事高城タマヨ君。

(審査報告書は都合により最終号附録に掲載)

鉄道公安職員の職務に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年七月二十一日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武蔵

鉄道公安職員の職務に関する法律案

第一條 日本国有鉄道の施設内において公安維持の職務を掌る日本国有鉄道の役員又は職員で、法務總裁と運輸大臣が協議をして定めるところに従い、日本国有鉄道總裁の推せんに基づき運輸大臣が指名した者は、これを鉄道公安職員と称し、日本国有鉄道の列車、停車場その他鉄道施設内における犯罪並びに日本国有鉄道の運輸業務に対する犯罪について捜査することができる。

第二條 前條の捜査は、日本国有鉄道の列車、停車場その他鉄道施設以外の場所においては、行ふことができない。

(捜査の場所的制限)

第三條 鉄道公安職員の捜査に關しては、この法律に別段の定めがある場合を除く外、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)に規定する司法警察職員の捜査に關する規定を適用する。但し、現行犯人又は被疑者を逮捕した場合に於ては、これを検察官又は警察職員に引致しなければならない。

(所管区域)

第四條 鉄道公安職員は、捜査に關し、その所屬する事務所の所管区域外で職務を行ふことはできない。但し、列車警乗その他政令の定めるところにより特別の必要がある場合は、この限りでない。

(協力)

第五條 鉄道公安職員と警察職員とは、その職務に關し、互に協力しなければならない。

(監督)

第六條 鉄道公安職員の捜査に關する職務は、運輸大臣が監督する。

(武器の携帯)

第七條 鉄道公安職員は、その職務を行うため、小型武器を携帯することができ、

(武器の使用)

第八條 鉄道公安職員は、その職務を行うに當り、特に自己又は他人の生命又は身体の保護に關し、やむを得ない必要がある場合を除いては、武器を使用してはならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(高城タマヨ君登壇、拍手)

○高城タマヨ君 只今議題となりました鉄道公安職員の職務に関する法律案につき、委員会におきましての審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この法律案は衆議院の法務委員会の提案にかかるとございまして、その趣旨といたしましては、現行法に於ては、列車、停車場等における現行犯の場合にのみ限定されておりました。これを、列車、停車場等における現行犯の場合にのみ限定されておりました。これを、列車、停車場等における現行犯の場合にのみ限定されておりました。これを、列車、停車場等における現行犯の場合にのみ限定されておりました。

罪及び事故を防止し、以て国有鉄道の施設を保護し、輸送の機能を一層十分に發揮せしめたいというのでございませう。而して本法案は、鉄道公安職員が日本国有鉄道の施設内に発生した犯罪及び運輸業務に対する犯罪の非現行犯についても捜査の権限を有することゝを明らかにいたしました。その権限の擴張を図りますと共に、職務の性質上、現下の状況に処し、職務を執行するに當り小型武器を携帯使用することができるよういたしましたのでございませう。

委員会におきましては、慎重審議いたし、特に一松、鬼丸両委員より、武器使用の限界点について熱心適切な質問がなされました外、各委員からも終始熱心なる質疑があり、これに對して提案者側の説明があり、又関係庁でございませう法務總裁、運輸大臣、国務當局の各意見の開陳がなされました。特に捜査事務に關する監督官庁でございませう運輸大臣よりは、公安職員の武器使用については、本法において許容されておる範囲内において尙一層厳重な取締措置を設け、危害の防止のため適切な措置を講ずるとの言明がございましたが、詳細は速記録について御了承を願うことといたします。

質疑が終りました後に、討論に當りまして、一松委員より、武器使用の限界及びその概念の明確化を期するたため、警察官等職務執行法、海上保安庁法、関税法の一部を改正する法案等の規定に照らし、特に武器使用に關する法條の修正並びに鉄道施設内における対象犯罪及び權限行使の場所的制限を明確にするための修正意見が提出さ

れ、これに加えて前述運輸大臣言明の訓示規定の實現について強い要望がありますと共に、修正点を除く原案については賛成の意見が述べられ、又須藤委員からは、原案、修正案共に反対の意見があり、討論を終結し、採決の結果、多岐を以て修正案並びに修正点を除く原案を可決すべきものと決定した次第でございます。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することとに賛成の諸君の起立を求めます。(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

〔羽仁五郎君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤尚武君) 羽仁五郎君。

○羽仁五郎君 私はこの際、言論の自由についての緊急質問の動議を提出いたします。

○小川久君 只今の羽仁君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 羽仁君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。羽仁五郎君。

〔羽仁五郎君登壇、拍手〕

○羽仁五郎君 言論の自由について緊急の必要を感じて質問を許可せられたことを感謝いたします。

問題は、私共が国会において民主主義を建設しているこの我々の日常の活動と、同じく日常我々の活動が深夜に及ぶ時は、同じく深夜まで共に力を合せて活動をされておられるために、特にこの議場とあの傍聴席との間に席を興えられて活動しておられる新聞記者諸君に關することであり、特に總理大臣に向つてお尋ねしたいことが三つ、大きな点だけを捉えて三つございします。

その第一は、この言論の自由に対する圧迫或いは言論統一、殊にそれがこの戦争に關係する、或いは戦争の準備のために言論を指導するということが、先頃の東京及びニュールンベルグの國際法廷において平和に対する罪として確定せられておられることを、總理大臣は承認しておられますか。それは論を伺いたないのであります。これは言論の自由だけではない。一般に政治的自由或いは結社の自由、團結の自由、基本的人権に対する罪というものは、國際裁判において、今後これが國際法廷において追及され、決して許されるものではないということが確定しておると我々は考へるのであります。首相はこの点を承認しておられるかどうか。で、この問題については御承知のよう、共產主義と闘うために、或る程度まで言論の自由を制限し、或いは基本的人権を制限するということは止むを得ないということが言われる場合があり、これは御承知のよう、會で東條首相が同様のことを主張せられたのだらうと思ひます。それから東京法廷において清瀬弁護人が、やはり同様の趣旨において、基本的人権の制

限を行なつたことは事実であるけれども、併しそれは共產主義と闘うために止むを得なかつたのだという主張をされましたが、これらの主張がいずれも、東京においても、ニュールンベルグにおいても、國際法廷において承認されないので、棄却されたこととも、首相は御承認になるのであらうと思ひます。そういう意味で、如何なる理由にせよ、言論の自由及びこれを含む基本的人権に対する制限というものは、國際的にこれは犯罪とせられておるといふことを承認しておられると確信をいたしますが、この点について伺いたのであります。

で、この問題に關して、最近この憲法に、我が日本の憲法に優先するといふような關係或いはその他のさまじい理由によつて、この憲法に保障せられておられる基本的人権一般及び特にこの言論の自由、これが事実上において制限せられておる事実がないか。これは争議権、団体交渉権なども及んでおりますが、これらの制限が事実上において行われておる。そういう事実をお認めになるかどうか。

これに關係してその次に伺いたいのは、これらと申上げて少しの曖昧であれば、特に現在、昨日の毎日新聞、それから本日の朝日及び読売新聞に報道せられておるような新聞記者或いは放送記者に対する解雇の申し渡しというようなことに現われておる。又それ以前にも、憲法に優先する關係から基本的人権が制限されておる事実があり、これは現在の日本の政府の自発的な意思によるものであるか、そうでないかということをはつきり伺つて置きたいのであります。

これは将来において必ずこの点がはつきりせられる必要があると思ふので、この議場において只今總理から、これらのさまじい關係、如何なる理由によるにせよ、言論の自由その他基本的人権の制限が最近行われておる事実があるか、日本政府の自発的な意思によるものであるか、そうでないかということをはつきり伺つて置きたいのであります。

それからこれに關連して次にお答えを願ひたいのは、若しこれが自発的な意思でない場合、即ち日本だけの關係でない、国内だけの關係でない場合に、政府としては当然この自発的な意思によるものであらうから、これらの基本的人権の制限に対してできるだけ基本的人権を守る努力をなされたものと考へますが、そういう事実が、どういふ事実によつてそれを立証なさることのできるか、その事実をお示しを願ひたいのであります。で、占領政策、従つて或いは又最近のいわゆる反米行動禁止というようなことに便乗して、基本的人権を制限されることは、私は許されないと考へますが、總理大臣はどう考へておられるか。占領政策或いは反米行動禁止という方針に便乗して、命令された以上、或いは必要以上に基本的人権を踏みしめておる、踏みしめるというところは許されないと考へなければならぬ。總理大臣はどう考へておられるか。そういう事実が最近にあつたと考へられる。例へば集會の自由の禁止について、これは普通一般に世間にも伝へられておる。よつて、或いは早稲田大学において落語の研究會が禁止されたとか、或いはその外、俱楽會、音楽會、映画會、講演會などの、

当然自由に行わるべきものが制限されたという事実があると思ひますが、そして又最近ではこの機關紙印刷所というところの印刷機その他に封印されて、これには、これに關係しておる他の自由に刊行せらるべき刊行物が迷惑を蒙つておるといふ、ふうな事実がある。このように、いわゆる占領政策或いは反米行動の禁止ということに便乗して行き過ぎた行為が行われた場合、これは先にも申上げたように、國際的に平和に対する罪として重大な問題になつておる。そうした基本的人権或いは言論出版の自由というものが蹂躪された場合、これらに対して總理大臣は、そういうことがないように、若しそういうことがあつた場合にはその責任者の責任を明らかにし、嚴肅なる処置をおとりになりつつあるか、又おとりになる御意思があるかどうか、これを伺いたないのであります。そして又最近問題になつておる警察予備隊のごときものも、警察が基本的人権と緊密な關係があるというところは言ひまでもないことであつて、従つてこれを國會が現在開かれておるのに國會にお諮りにもなさない、或いはこの應大な予算についても國民の代表である國會の審議というものを必要とお認めにならないというようなことも、この第一の問題に關係がありはしないか。

以上が、この基本的人権を制限することが犯罪である、従つてその責任についてどういふお考えになつておられるかという点であります。

それから第二は、やはり現在起つております言論の自由に關係してであり、總理大臣は共產党を非合法化することに伴うところの危険というも

のを果して認識しておいでになるかどうか。これは普通一般に承認せられておるうちに、第一に、我々は勿論民主主義を守らなければならないのであり、併し民主主義を守るためには、やはり飽くまでも民主的な方法を以てしなければならぬ。若し民主主義を守ると言つて、民主的な方法を捨ててしまふならば、民主主義を守ることができないのであります。で、共産党の主張が国会を通じて、その外、民主的な方法において討議されることに伴う危険は、左程大であり得る筈がないのであります。これを沈黙させることによつて却つて民主主義そのものが危険にさらされる。この問題はすでに國際的にも論議された問題であります。要するに共産党に対する非合法化ということとは、結局あらゆる社会的な批評というものは沈黙させてしまふ。そして、このあらゆる社会的批評を沈黙させるところの危険といふのは、民主主義に關するところの危険である。これは、こういうことと關係していわゆる警察國家の問題といふものも起つて来るのであります。政府の判断によつて言論が指導されるということになることが即ち警察國家の政治的な問題なのである。この危険を十分認識しておるか。

それが、それに関係して、共産党に對して合法的活動の機会を奪うその結果、共産党が合法的な活動ができないうので、非合法活動を主とするに至るといふことが起つた場合に、その主たる責任は、共産党に對して合法活動の機会を奪い、或いはこれを制限するところの政府の側にあるという危険をお認めになるか。尚それに續いて、共産党が非合法化される場合に伴う一般社会の不安といふものを認識せられておるか。第一に、國民は一体共産党のどういふ行動が非合法であるのかというところがつきり分らない。従つてどの程度までのことが共産党の行動であるとか、或いはそれが利用されたとか、或いはそれに協同したとか、或いは何であるか、そういう点で國民が不安を抱く。これは有名なアメリカの大審判のホルムズ、共産党問題の場合でも、明瞭にして眼前にある危険といふものでなければ、これに對して法的措置をとることが許されないのだと言つておられたのも、この趣旨だと思ひます。こういう批判がある。次に、今後の非合法共産党がどういふ活動をしておるかということが國民の不安の種となる。最後には、これは一種の政治的不安となる。これはすでに、古いことを申上げて恐縮であります。明治八年に谷干城が意見書を出して、その意見書の中に、新聞、集會を許して政治をとるの、敵兵の虚実を明らかにして兵を用いるに同じ、これを嚴禁して政略に當るは暗夜に敵兵と衝突するに同じだと、こういう不安を警告しておりますが、こういう点を總理大臣は十分認識しておられるかどうか。

第二に、共産党の非合法化に伴つて、必ず共産党にあらざる人々に對しても非合法化といふ危険があるか。これを十分認識しておられるかどうか。共産党に對する圧迫といふものは共産党以外の者に及ばないといふ保障を首相はお示し下さることができるとか、或いは利用されておるとか、同調することをお認めになるか。同調することをお認めするが、こゝをこの頃言つておられますが、こゝをこの頃言つておられるかどうか。これに確実の基準といふものを置き得るといふようにお考えになつておられるかどうか。これは法務總裁の御意見を伺つたいと思つておられますが、これについては、本年の早い頃でありました。アメリカの大統領の人権委員会はチャールズ・イー・ウィルソンという人が議長をしておられる。この委員会の報告の中に、「共産党に近い」といふこととの關係でいろいろ法的制限を加えるといふことは非常に危険である。と言つたのは、それがどういふことであるのかといふことを明瞭に規定することができないからである。こゝういふことを言つておられます。今日の新聞記者及び放送記者の場合にも、共産党員であつても、プレス・コード違反といふことも一回もなく、或いは部長賞を貰つたり或いは主筆賞を貰つて、優秀な記者として活動しておられ、諸君もよく知つておられる、この国会で堪えず忠実に活動しておられる優秀な新聞記者がある。こゝういふ人が何故締めさせられなければならないか。それから共産党員でなく、組合活動に非常に熱心であります。これは名前を言うては恐縮であります。牧野君が共同通信社にあつて殊に忠実で、この仕事の方に活動されておられた、組合活動に熱心であつたがために締めさせられておられる。或いは全くその根柢を示されないので雇主のほしきままな判断によつて締めさせられるを得なかつたような場合が起つて来る。こゝういふ危険が発生しないといふことを保障し得ないといふことを認識

されるかどうか。それに關しては、只今申上げた大統領委員会の報告にもあります。第一に、こゝういふような措置は、民主主義の伝統にとつて欠くことのできないところの、不当の処置を受けたと考へる人が十分これを救済するために適當な法的な救済手段といふものを持ち得ないといふ危険がある。これは最近起つた新聞及び報道關係の方々の解雇の場合にも、理由が明示されない、或いは団体交渉に應じない、或いは労働委員会又は裁判所もこれを受理しないのであるといふふうになる。このように基準が極めて曖昧な關係で処理がとられるのであります。こゝういふことは保障ができない。而もただ一人の人であつても、その人が不当な処分を受け、それが何らの救済の法的手段といふものを與えられていないといふことは、民主主義を覆すものであり、いわゆる切捨御免と變らない。こゝういふことをお許しになるつもりであるかどうかといふことを伺いたい。

第三に、最近新聞に報道せられた新聞記者及び報道記者諸君の解雇の問題について、外論現在の日本政府は遺憾ながらデ・ファクトの主権といふものを持つていないのみならず、デ・ユールの主権といふものも持つていない。そこで、ただ占領軍に對してのみ責任を負うようにお考えになつておられるけれども、こゝういふことをせば、おつしやるが、併しデ・ファクト、デ・ユールの主権がないとしても、現在の日本の政府は國際的に又国内の國民に向つて責任を感じておられるかどうか。國際的には、例えば占領軍を誹謗するといふことは私の養成するところではないの

でありませんが、併しこの占領軍の中には、勿論言うまでもなくアメリカ軍だけではない、ソ連も中国も占領軍の一で行われておるといふことが許されるものであるかどうか。又国内に向つては、國民に向つて、今度のような問題にせよ、或いは重要な基本的人権の制限に關する問題は、常に国会を通じて詳細に説明せらるべきであると思ひます。十分説明をせられなくて、國民が納得しない、人心が背いて行くといふような危険を防ぐためには、先ずこの国会を通じて十分に説明せられる責任があると思つたが、これをどうお考えになるか。今度の新聞社のは、具體的の場合にはこれは新聞社の責任であるといふことを法務總裁がおつしやつていられるようである。又その際に多少言葉を附加して、マツカーサー書簡の趣旨に伴つて新聞社が自発的にとられた措置だといふふうによつておられるが、それについてはつきり總理及び法務總裁の説明を伺つて置きたいのは、今度の措置は新聞社の責任であるか、そうでないかといふことでもあります。新聞社の責任であるならば、新聞社に對して、これらの解雇者諸君が団体交渉なり或いは労働委員会なり裁判所において争うところの十分なる理由があるか。考へるが、その点どうであるか。新聞記者は我々人民の目となり耳となり働く人々である。新聞記者に對する陣圧といふことは許すべからざることであるといふことは、我々の先賢である末広鉄腸がその著書の中に書いています。明治八年に末広鉄腸が捕えられた。そのときに警察で以て一人の小使が、新聞記者をひどい目に合せるとは突に怪

しからんと言つたということを書いて
いるのであります。新聞記者に対する
制限が加えられますと、新聞記者も人
間であり、又條給によつて生活
する人であるから必ず怯えて来る。少
しでも赤と見られまい。又何らの意見
も言ひませぬ。又今回労働組合を担当し
ている記者が多数首を切られている。
或いは労働方面を担当している記者が
首切られている。又共産党を担当して
いる記者が首を切られている。こうな
ると、労働記者会にも入られない。共
産党を担当することもできない。これ
では働かざる記者がなくなつてしま
うのです。即ち国民は社会の重要な部分
に閉する詳細な報道を讀む機会を奪わ
れてしまふのであります。現に我々友
人の間でも、折角今度の敗戦によつて
我々は新聞に一方的な報道がなされな
いよになつたといふことを信ずること
ができるのを喜びとしてゐるのに、
再び一方的な報道がなされるのか。新
聞を信ずることができない。即ち新聞
がないと同じであります。ジェファー
ソンも言つたように、新聞のない社会
に住むくらいなら法律のない社会に住
むことを自分は選ぶといふことをジェ
ファーソンは言つてゐるのであります。
「そんな心配はない」と呼ぶ者あ
り。こゝういふ点を十分に考へておられ
るかどうか。政府は今回の言論の自
由の制限に対して、これは新聞社がや
つたことである、或いは日本政府の関
係しないところからなされたことであ
ると言はれるけれども、併し日本の国内
において民主主義を守り言論の自由を
守る責任は政府にあると、法務総裁は
お考えにならないのか。若しその責任を

感ずるならば、今回の新聞社及び放送
協会の措置が言論を守るものである
か。或いは言論の自由を脅かすもので
あるか。その判断によつて如何なる措
置をとられてゐるか。又これらの問題に
関係して、特に最近使用者が雇われて
いる人に対して十分の説明をするとい
うことを避ける風がある。又団体交渉
を避ける風がある。又労働委員会、裁判
所が、受理すべき問題を受理しないとい
う風がある。こゝういふ問題に対して
総理大臣又労働大臣は、原主、或いは
裁判所、労働委員会といふものが、で
きるだけこゝういふ問題を受理し、十分
説明することを希望されるのか。それ
とも希望されないのか。希望されるな
らば絶えずそゝういふ努力を拂つておら
れるかどうか。なかならず労働大臣に
伺ひたいのは、いわゆる国内法、或い
は憲法或いは労働法に關するに優先する
関係といふようなことに、便乗して、労働
法を蹂躪してゐる向きがあるかと考へ
ますが、こゝういふ事実があつた場合に、
労働大臣はそれに対して如何なる措置
をおとりになるつもりであるか。労働
大臣は労働三法といふものを守ることを
御自分が労働大臣としての最高の責
任として考へてゐるのかどうか。
最後に一言いたしたいのであります
が、今回の措置は、この日本の政府を
通じないでこの措置がとられてゐる。
我々は言うまでもなく日本の政府が主
権を持つものでないといふことは承知
いたしておりますが、併し占領政策が
直ちに日本の政府を通じて行われると
いふように承知しておつたものであり
ます。ところが、今回の措置は日本の

政府を通じて行われておる。我々
は、占領政策がこの日本の政府を無視
して行われるようなことに対して、現
在総理大臣は責任をお感じになつて、現
在つしやらないかどうか。日本国民
は、日本に政府がありながら占領軍が
占領政策を日本政府を通じて行つて
いることがあるといふような、こゝういふ日
本の政府が一日も存続することに希望
を感じません。そゝういふことが今後も
行われるならば現内閣は総辭職をせら
れるお考えはないかどうか。それを伺
ひたいのであります。(拍手)
○國務大臣(吉田茂君) 羽仁君にお答
えするに先立つて一言申述べます。
過日、島清君の質問の際、関係大臣
の出席が遅れ、本会靜が休館に至りま
したことは遺憾に存じます。政府とし
て参議院を尊重いたしておることは申
すまでもないのであります。尚、今
後かかることのないやうに十分注意
いたします。
羽仁五郎君にお答えをいたします。
言論の自由についての御質問でありま
すが、無論政府として、言論の自由は
憲法に保障せられておる、その保障せ
られておる範囲内において、言論の
自由は認むるに否かでないものでありま
す。ただそれが治安に触れるとか行過
ぎた場合は、これに対しては法規に従
つて処置をいたさなければなりません
が、併し憲法に、法律に保障せられて
おる言論の自由は、飽くまでも尊重し
たものであります。又占領政策等に
名を借りて行過ぎた場合、これをどう
するかと、無論行過ぎた場合にはそれ
ぞれ適當な処置をとつてその行過ぎを

是正することに決して輕率にはいたし
ておらないのであります。共産党の非
合法化及びこれに關連していろいろお
尋ねがありますが、今日政府としては
共産党の非合法化といふことを具体的
に考へておりませんから、従つてこれ
に關係しての御質問にはお答えいた
しません。又連合国に対する誹謗は許
されないのであるか。正にその通り
であります。又連合国に対する誹謗、
或いは又占領政策に対する誹謗につ
いては、政府はその誹謗に対しては飽く
までも取締をいたしております。その
他については主管大臣からお答えをい
たします。
この際、島清君の質問に対し答弁を
留保いたしておりますのでお答えをい
たします。
御質問の趣意は今後統制経済を強化
するのではないかと御質問のよう
に承知いたしますが、統制を強化し
たす考へは政府においてはございませ
ん。
又高良議員の御質問の中に、義勇兵
応募の件に關して、内閣官房長官が政
府はこれを許可すべしとの趣意を述べ
たという外電について御質問がありま
したが、官房長官においてさういふこ
とを申した事実はないのであります。
(拍手)
○國務大臣(大橋武夫君) お答えを申
上げます。
新聞紙上に報道せられております
る、言論報道機関におきます一部職
員の解雇につきましても問題は、これ
は全く経営者の諸君の自主的な行動で
ありまして、政府といたしましては全
然關知しておらない次第であります。

従いましてこれに關連いたしませんす
べての問題は、一切当事者間において解
決せらるべきものでございまして、こ
れがためには通常許されまする一切の
法律上の手段が當然に許されるべきもの
であると、かように考へておる次第で
あります。(拍手)
○國務大臣(保利茂君) お答えを申上
げます。
労働者の権利、利益を擁護する基本
方針の下に立法せられました労働関係
各法律の実施上遺憾なきを期しますこ
とは、政府従来の基本的な方針でござ
いまして、この方針は今後も固く守つ
て行くつもりであります。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) この際、日程第
四、横浜国際港都建設法案、日程第五、
神戸国際港都建設法案(いずれも衆議
院提出)、日程第六、住宅金融公庫法の
一部を改正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)、以上三案を一括して議題と
することに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。建設委員長柴田政次君。
〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕
横浜国際港都建設法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十五年七月二十九日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

横浜国際港都建設法

(目的)

第一條 この法律は、横浜市をその沿革及び立地条件にかんがみて、わが国の代表的な国際港都としての機能を十分に発揮し得るよう建設することによつて、貿易、海運及び外客誘致の一層の振興を期し、もつてわが国の国際文化の向上に資するとともに経済復興に寄與することを目的とする。

(計画及び事業)

第二條 横浜市をわが国の代表的な国際港都として建設するための都市計画(以下「横浜国際港都建設計画」という。)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際港都にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

第三條 横浜市を国際港都として建設する都市計画事業(以下「横浜国際港都建設事業」という。)は、横浜国際港都建設計画を実施するものとする。

第四條 国及び地方公共団体の関係

第五條 国は、横浜国際港都建設事業の用に供するため、必要があると認められる場合においては、国有財産法昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲與することができる。

諸機関は、横浜国際港都建設事業が第一條の目的にたらして重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならない。

(事業の助成)

第五條 国は、横浜国際港都建設事業の用に供するため、必要があると認められる場合においては、国有財産法昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲與することができる。

(報告)

第六條 横浜市の市長は、横浜国際港都建設事業の進行状況を、少くとも六箇月ごとに、建設大臣に報告しなければならない。

第七條 横浜国際港都建設計画及び横浜国際港都建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)及び都市計画法の適用があるものとする。

附則

第一條 この法律は、公布の日から施行する。
第二條 この法律施行の際、現に執行中の横浜特別都市計画事業は、これを横浜国際港都建設事業とみなす。
第三條 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、横浜市の住民の投票に付するものとする。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

神戸国際港都建設法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十五年七月二十九日
参議院議長 幣原喜重郎
衆議院議長 佐藤尚武殿

神戸国際港都建設法

(目的)

第一條 この法律は、神戸市をその沿革及び立地条件にかんがみて、わが国の代表的な国際港都としての機能を十分に発揮し得るよう建設することによつて、貿易、海運及び外客誘致の一層の振興を期し、もつてわが国の国際文化の向上に資するとともに経済復興に寄與することを目的とする。

第二條 神戸市をわが国の代表的な国際港都として建設するための都市計画(以下「神戸国際港都建設計画」という。)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際港都にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

第三條 神戸市を国際港都として建設する都市計画事業(以下「神戸国際港都建設事業」という。)は、神戸国際港都建設計画を実施するものとする。

第四條 国及び地方公共団体の関係
第五條 国は、神戸国際港都建設事業の用に供するため、必要があると認められる場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲與することができる。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

神戸国際港都建設法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十五年七月二十五日
参議院議長 幣原喜重郎
衆議院議長 佐藤尚武殿

住宅金融公庫法の一部を改正する法律

第三十八條の二 公庫成立の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員又は公務員とみなされる者が公庫

都計画法の適用があるものとする。
附則
第一條 この法律は、公布の日から施行する。
第二條 この法律施行の際、現に執行中の神戸特別都市計画事業は、これを神戸国際港都建設事業とみなす。
第三條 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、神戸市の住民の投票に付するものとする。

の役員又は職員となつた場合(その公務員又は公務員とみなされる者が引き続いて同條に規定する公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公庫の役員又は職員となつた場合を含む)には、同法第二十二條第一項に規定する文官であつて公庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を適用する。

2 前項の規定により恩給法第二十條第一項に規定する文官であつて公庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなされる者が前項において適用する恩給法第五十九條第一項の規定により公庫に納付すべき金額は、俸給の支拂をする際その支拂をする公庫の職員が俸給からこれを控除し、その計算を明らかにする仕訳書を添附して毎翌月十日までに、歳入徴収官に納付しなければならぬ。

3 第一項の規定により恩給法を適用する場合においては、恩給の給與等については、公庫を行政庁とみなす。

第三十九條及び第四十條を次のように改める。

(共済組合)

第三十九條 公庫の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の適用については、固に使用される者で同庫から報酬を受けざるものとみなし、同法第二十二條第一項の規定により建設省に設けられた共済組合の組合員となるものとする。

第四十條 前條の規定により建設

省に設けられた共済組合の組合員となつた者に係る国家公務員共済組合法第六十九條第一項各号に掲げる金額は、同項の規定にかかわらず、公庫が負担するものとし、公庫の總裁がこれを毎月当該共済組合に拂い込むものとする。

2 公庫の總裁は、前項の規定により、当該共済組合に負担金を拂い込む場合において、組合員の推定致に基いて概算拂をする事ができる。この概算は、当該会計年度末において組合員の実致に基いて行われるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年六月五日から適用する。

2 改正後の住宅金融公庫法(以下「法」という。)(第三十八條の二第二項の規定により恩給法の適用を受ける者がこの法律施行前に支給を受けた俸給のうちから控除されるべきであつた同項において適用する恩給法第五十九條第一項の規定により公庫に納付すべき金額については、俸給の支拂をする公庫の職員は、その者から当該納付すべき金額に相当する金額を徴収し、この法律施行後最初に支拂わなければならない金額を徴収すべき金額に相当する金額を徴収し、この法律施行後最初に支拂わなければならない金額を徴収すべき金額に相当する金額を徴収するものとする。

3 改正後の法第三十九條の規定により建設省に設けられた共済組合の組合員となつた者が、この法律施行前に支給を受けた俸給のうち

から国家公務員共済組合法第六十八條の二の規定により控除されるべきであつた掛金に相当する金額については、俸給の支拂をする公庫の職員は、その者から当該掛金に相当する金額を徴収して、この法律施行後最初に支拂われる俸給から控除して同條の規定により拂い込むべき掛金に相当する金額とあわせて当該共済組合に拂い込むものとする。

4 改正後の法第四十條の規定により住宅金融公庫の總裁が建設省に設けられた共済組合にこの法律施行前に拂い込むべきであつた国家公務員共済組合法第六十九條第一項各号に掲げる金額については、この法律施行後最初に拂い込むべき同項各号に掲げる金額とあわせてこれを当該共済組合に拂い込むものとする。

(柴田政次君登壇、拍手)

○柴田政次君 只今議題となりました横浜国際港都建設法案及び神戸国際港都建設法案について、建設委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。両法案は、横浜市と神戸市を、その沿革と立地条件に鑑み、我が国の代表的な国際港都として建設することを目的とするものであります。

建設委員会は、両法案については、地方行政委員会と連合委員会を開きました外、委員会において両市当局から建設計画特に外客誘致に関する施設について参考説明を聴取して、慎重なる審議をいたしました。法案は先に本院の議決を経ました京都及び奈良国際文化観光都市建設法とその採を一にして

おりまして、建設する都市の性格を異にすることが主なる差異であります。従つて審議の詳細は速記録に譲りますが、質疑応答も主として両者の差異から出たものが多かつた次第であります。

主なる事項としては、(一)本特別法を制定する理由如何。当初の法案における国の負担割合の特例に関する規定を削除するときは、実際の狙いを失うものでないか。(二)港都の建設は港湾法の運用と都市計画法を以て目的を達することができるとはならないか。(三)港湾はポート・オーソリテイが管理するので、港湾に関する計画と本建設計画とは実質的にはマッチせしめることができるが、形は別々のものとなる。従つて都市建設は現行法を以て足りるか。(四)特別法制定に關連して、基本法若しくは都市の共通の性格による一般法制定の問題、又戦災復興、特に中小都市の助成と、この種立法裏付けのために他の名目による助成によつても、戦災都市を犠牲にしたり不均衡を生ずることがないよう、強く政府当局に要望する等でありました。

かくて討論に入りましたところ、この種特別法には多くの議論があるが、これらは今後の研究に待つこととし、本案に賛成する。今後港都の建設には都市計画法及び港湾法の運用に待た、これがために他の戦災都市を犠牲としないこと。両市当局もその趣旨を以て建設に當り、又なるべく市民の負担を増加することのないよう努力することとを望むとの発言がありまして、賛意を表されました。次いで採決の結果、全会一致、衆議院送付案通り可決すべきものと決定した次第であります。以上

御報告申し上げます。(拍手)
次に住宅金融公庫法の一部を改正する法律案について御報告いたします。

本法律案は、住宅金融公庫の役員、恩給と共済組合に関するものであります。委員会における審議の詳細は速記録に譲りますが、質疑応答の主なるものは次の通りであります。恩給につきましては、現行の法律では考慮されておらないのでありますが、元來、役員は現行の法律によつて採用したに拘わらず、本改正法律案によりまして、採用した人によつて法律を改正するものではないか、又公庫の運営については今回の改正よりもっと緊急を要するものがあるのではないかと質問に對して、政府当局は、住宅金融公庫については研究が未だ十分でなかつたが、その後の研究と各種公園における実情などに鑑みまして、公務員を金融公庫に転出せしめる方が適當であると認められた結果である、又住宅金融公庫の運営につきましては、資金の貸出條件のごときも改正の必要を認めるが、何分実施早々のことであるので、将来これを改正したいとの答弁でありました。

かくて討論に入り、住宅金融公庫の業務を民主化し、手続の繁雜を改め、償還期限を延長せよ、標準建築価格を引上げよ等の貸出條件の改正を希望して、本法律案に賛成するとの発言がありました。次いで採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたし

ます。

先ず横浜国際港都建設法案、神戸国際港都建設法案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 次に住宅金融公庫法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第七、漁業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

漁業法の一部を改正する法律案 右の本院提出案をここに送付する。 昭和二十五年七月二十五日 衆議院議長 幣原喜重郎 参議院議長 佐藤尚武君

漁業法の一部を改正する法律案(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十五條第三項第一号中「被選挙権を有する者につき選挙した者七人」の下に「北海道の海区漁業調整委員会にあつては十一人」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、既に選挙の期日を告示してある海区漁業調整委員会の委員の選挙に於て選挙すべき委員の定数は、漁業法第八十五條第三項第一号の改正規定による定数とする。

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君 只今上程いたされた漁業法の一部を改正する法律案につきまして、水産委員会におきまして審議の経過並びに結果を御報告いたします。

この法案は衆議院議員の提出でありまして、極めて簡単な法案であります。去る第六国会において成立いたしました新漁業法、この漁業法のうち海区漁業調整委員会というのがあります。これは民主的に漁業の調整をやる、或いは許可、免許というものを盛り意味において行政官庁の諮問機関として置かれたのであります。その海区漁業調整委員会は、漁民から選挙された者が七名と、それから公益代表が一名、学識経験者が二名、合計十名の者によつてこの委員会ができております。そうして内地の海区漁業調整委員会は、大体都府県において二海区或いは三海区以上に分れております。然るに北海道においては、全道四十九の海区に分れておりますけれども、非常に内地と比較しまして広い範囲が一海区になつております。それで漁民の代表として七名の委員では非常に少いからして、これを十一名に増やす。そうして公益代表、学識経験者、併せて十四名の委員にいたしたいというのがこの

法案の内容であります。

衆議院において可決されました。本月二十五日に参議院に廻つて来ました。委員会におきましては、二十八日に慎重審議いたしました。討論採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第八、日本製鉄株式会社法廃止法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員長深川榮左エ門君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

日本製鉄株式会社法廃止法案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。 昭和二十五年七月二十二日 衆議院議長 幣原喜重郎 参議院議長 佐藤尚武君

日本製鉄株式会社法廃止法案 日本製鉄株式会社法廃止法 日本製鉄株式会社法(昭和八年法律第四十七号)は、廃止する。

附則 1 この法律は、公布の日から施行する。

する。

2 政府は、日本製鉄株式会社、日本製鉄株式会社法第十六條の規定により従業者の解職の場合における手当につき主務大臣のした命令により、昭和十九年四月一日以後に退職した者に対し、日本製鉄株式会社法施行令(昭和八年勅令第二百四十四号)第二條第一項第三号に規定する金額を支拂つたことにより生じた損失を、この法律の施行後一年以内(同会社の清算がこの法律の施行後一年以内に終了する場合は、その結了の時まで。以下同じ。)に補償しなければならない。

3 日本製鉄株式会社は、この法律の施行後六箇月以内に、企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)第三十四條の第二項の規定にかかわらず、同法の規定による決定整備計画に従ひ解散した際退職した従業者であつて引き続き同法の規定により設立された同会社の第二会社の従業者となつた者のうち、日本製鉄株式会社製鉄所から引き継いだ者に対して、日本製鉄株式会社法施行令第二條第一項第三号に規定する金額に相当する金額を支拂わなければならない。

4 政府は、日本製鉄株式会社、前項の規定により同項の金額を支拂つたことにより生じた損失を、この法律の施行後一年以内に補償しなければならない。

5 企業再建整備法の規定により設立された日本製鉄株式会社第二会社たる八幡製鉄株式会社又は富士製鉄株式会社(以下「第二会社」という。)がこの法律の施行後二年以内に発行する社債の社債権者は、この法律の施行後三年以内は、それぞれ当該第二会社の財産につき、他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 国は、第二会社に対する米國対日援助見返資金による貸付金については、この法律の施行後三年以内は、当該第二会社の財産につき、他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7 復興金融公庫は、第二会社に対する貸付金については、この法律の施行後三年以内は、当該第二会社の財産につき、他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

8 前三項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

9 経済関係則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。 別表乙号中第四号を次のように改める。

四 削除

10 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔深川榮左エ門君登壇、拍手〕

○深川榮左エ門君 只今議題となりました日本製鉄株式会社法廃止法案につきましての委員会におきまして審査の結果

果について御報告申上げます。

御承知のごとく、日本製鉄株式会社は、本年三月三十一日、企業再建整備法により決定、整備計画によつて解散し、第二会社が発足いたしましたので、本法案は日本製鉄株式会社法を廃止し、これに伴う経過的措置を規定したものであります。その経過措置を挙げますと、第一に、官営八幡製鉄所から日本製鉄株式会社へ引継いだ従業員が退職した場合の退職手当につき、日本製鉄株式会社法で政府の負担とされた分をこの際補償する点、第二に、日本製鉄株式会社第二会社である八幡製鉄株式会社及び富士製鉄株式会社が社債を発行するに当り、工場財団の設立に多くの日時を要するため、従来日本製鉄株式会社法で認められていた社債に対する一般担保制度を当分の間適用する措置を講じ、見返資金及び復金の貸付金についても同様の措置を講じているのであります。

本委員会におきまして、法案に則しての質疑はさることながら、特に我が国鉄鋼政策の基本問題について活発な質疑が行われ、政府又これに対して熱心なる答弁がありました。かくいいたしまして慎重なる審議の結果、討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

官報号外 昭和二十五年七月三十一日

参議院会議録第十一号 失業保険法の一部を改正する法律案

○議長(佐藤尚武君) 日程第九、失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたしました。先ず委員長報告を求めます。労働委員長赤松常子君。

(審査報告書は都合により最終号附録に掲載)

失業保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年七月二十七日

参議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十條第三号中「船員保険の被保険者」の下に「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十條第一項の規定による被保険者を除く。」を加える。

第三十一條但書を削る。

第三十四條の四第三項中「同條第二項」を「同條第三項」に改める。

第三十八條の六第一項中「三十二日分以上」を「二十八日分以上」に改める。

第三十八條の九第一項及び第二項中「三十二日分」を「二十八日分」に、同條第五項中「通算して七日又はは

続して五日」を「通算して六日又はは続して四日」に改め、同條第六項を次のように改める。

労働大臣は、毎月末日において支給した保険給付総額の三分の二に相当する額との差額が、その月及びその前三月の四箇月間に支給した保険給付総額の百分の百を超えるに至つたと認めるときは、又は百分の五十を下るに至つたと認めるときは、前項の通算して六日又はは続して四日の日数(その日数は、本項の規定により変更されたときは、その変更された日数)について、各、一日を減じ、又は加えるものとする。

第三十八條の十一第三項中「支給した保険給付総額」を「支給した保険給付総額の三分の二に相当する額」に改める。

第三十八條の十三第三項中「同條第二項」を「同條第三項」に改める。

第三十八條の十五に次の一項を加える。

前項の規定により離職の日の属する月の前二月を被保険者期間として計算することによつて第十五條第一項の規定に該当するに至つた者については、第十七條の二の賃金日額を算定する場合は、その二月の各月において納付された保険料の額を百分の二で除して得た額をそれぞれその各月に支拂われた賃金額とみなす。

附則

この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

【赤松常子君登壇、拍手】

○赤松常子君 只今議題となりました失業保険法の一部を改正する法律案につきまして、労働委員会におきまして審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず提案の理由及び内容を申上げます。日雇労働者の失業保険制度は、昨年十一月より保険料金の徴収を開始し、本年一月より保険金給付を実施して来たのでありますが、本制度は現下の日雇労働者被保険者の稼働状況に鑑み、その保護に十分でない点があり、その二点を改正せんとするものであります。その第一点は、現行の日雇失業保険の受給資格要件が、失業前二日以上の稼働した場台に受給資格を得ることができるとして、これを二十八日以上稼働した場台に受給資格を得ることに改め、次に改正の第二点は、現行法では日雇労働者被保険者が受給資格要件を具備いたしましたが、失業日数が通算して七日又はは続して五日の待期日数の経過しない間は受給できないこととなつておりましたが、これを通算六日又はは続して四日を以て受給し得るよう短縮し、且つ今後保険経済の状況に依り、更にこの日数を自動的に短縮し或いは延長して、合理的な調整を期せんとするものであります。

委員会におきましては、七月二十六日、参事人齋藤齊氏外四名より意見を聴取いたしましたところ、改正には全員賛成であります。特に労働者代表よりは、更に給付条件を緩和し、待期日数はこれを撤廃されんことを要望するとの意見の陳述がありました。

次いで七月二十七日、二十八日両日に亘り慎重に審議を重ね、熱心な質疑応答が繰返されました。その主なるものを御紹介いたしますと、受給資格要件二月に二十八日間就労は、今後予想される失業情勢に鑑み全国的に見て困難ではないか、又待期日数は撤廃しては如何との質疑に對しまして、政府委員より、保険金を上げない限度において保険経済の許す最高限度をとつて二十八日が適當と考へたのであり、今後予想される失業対策としては、緊急失業対策費の繰上支給をすると共に、次期国会において補正予算を提出して失業者の救済を図る予定である、又待期日数を撤廃することは理想であるが、現在の保険経済では止むを得ないと答弁がありました。かくて質疑を終了し、討論に入り、受給制限が緩和の方向に向つてゐるため本案に賛成であるが、更に緩和のための努力を期待する旨の意見の陳述がありました。かくて討論終結の後、採決に入りましたところ、全会一致を以ちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました。右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第十、船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案、日程第十一、証券取引法

との意見の陳述がありました。

次いで七月二十七日、二十八日両日に亘り慎重に審議を重ね、熱心な質疑応答が繰返されました。その主なるものを御紹介いたしますと、受給資格要件二月に二十八日間就労は、今後予想される失業情勢に鑑み全国的に見て困難ではないか、又待期日数は撤廃しては如何との質疑に對しまして、政府委員より、保険金を上げない限度において保険経済の許す最高限度をとつて二十八日が適當と考へたのであり、今後予想される失業対策としては、緊急失業対策費の繰上支給をすると共に、次期国会において補正予算を提出して失業者の救済を図る予定である、又待期日数を撤廃することは理想であるが、現在の保険経済では止むを得ないと答弁がありました。かくて質疑を終了し、討論に入り、受給制限が緩和の方向に向つてゐるため本案に賛成であるが、更に緩和のための努力を期待する旨の意見の陳述がありました。かくて討論終結の後、採決に入りましたところ、全会一致を以ちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました。右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第十、船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案、日程第十一、証券取引法

との意見の陳述がありました。

次いで七月二十七日、二十八日両日に亘り慎重に審議を重ね、熱心な質疑応答が繰返されました。その主なるものを御紹介いたしますと、受給資格要件二月に二十八日間就労は、今後予想される失業情勢に鑑み全国的に見て困難ではないか、又待期日数は撤廃しては如何との質疑に對しまして、政府委員より、保険金を上げない限度において保険経済の許す最高限度をとつて二十八日が適當と考へたのであり、今後予想される失業対策としては、緊急失業対策費の繰上支給をすると共に、次期国会において補正予算を提出して失業者の救済を図る予定である、又待期日数を撤廃することは理想であるが、現在の保険経済では止むを得ないと答弁がありました。かくて質疑を終了し、討論に入り、受給制限が緩和の方向に向つてゐるため本案に賛成であるが、更に緩和のための努力を期待する旨の意見の陳述がありました。かくて討論終結の後、採決に入りましたところ、全会一致を以ちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました。右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第十、船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案、日程第十一、証券取引法

の一部を改正する法律案、日程第十二、関税法の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長小串清一君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年七月二十五日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿
船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案
船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案
（共有持分の処理等）
第一條 大蔵大臣は、船舶公団の清算事務の終了を促進するため必要があるときは、船舶公団の他の船舶所有者との船舶の共有契約に基づく持分（以下「共有持分」といふ。）其の他の権利義務を固に引き継ぐことができる。

2 国は、前項の規定により船舶公団の共有契約に基く権利義務を引き継いだときは、その引継の日に於いて船舶公団の復興金融庫に對する債務を引き受けるものとす。

3 前項の規定により国が船舶公団の復興金融庫に對する債務を引き受けたときは、復興金融庫は、当該債務の金額に相當する金額の資本の減少を行うものとし、これにより国は、復興金融庫に對する当該債務の弁済をしたものとみなす。

4 第一項の規定により国が船舶公団の共有契約に基く権利義務を引き継いだ場合において、その引き継いだ共有持分の価額が第二項の規定により引き受けられた船舶公団の復興金融庫に對する債務の金額をこえるときは、船舶公団は、そのこえる金額に相當する金額の基

5 前項の基本金の減少のための定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けて行ふものとし、当該定款の変更をしたときは、政令の定めるところにより、登記しなければならぬ。
（船舶公団法の廃止）
第二條 船舶公団法（昭和二十二年法律第五十二号）は、廃止する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
証券取引法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十五年七月二十二日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿
証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。
第二十八條第三項第二号中「並びに」の下に「証券取引委員会規則で定める様式により作成した第三十一條第十号に規定する資産の額に関する調書及び」を加える。
第三十條の次に次の一條を加える。

第三十條の二 証券業者は、第二十九條第三十二條第四項において適用する場合を含む）の規定による登録を受けていない本店その他の営業所又は代理店において証券業を営んではならない。
第三十一條第三号及び第三十二條第二項、第三十三條第三号、第三十九條第二項、第四十條第三項、第五十七條第一項又は第五十九條の規定に改め、同條に次の二号を加える。

九 会社でその資本金額が、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める金額に満たないもの
十 個人でその証券取引委員会規則で定める方法によつて計算し

た資産の額が、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める金額に満たないもの
第三十六條中「第三十一條」を「第三十二條」に改める。
第三十七條第四項において「登録申請者」を「登録申請者又は登録変更届出者」に改める。
第三十九條第一項中「同條第八号」を「第十号」に改める。
第四十一條第二項中「国債証券」の下に、「地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券又は社債券」を加える。

第五十四條第一項第五号の二を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。
五の二 第三十一條第十号に規定する資産の額が同号の規定により証券取引委員会規則で定める金額を下つたとき
第六十一條第三項に次の一号を加える。

四 その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める書類
第七十一條第四項を削る。
第七十條第三号の次に次の一号を加える。
三の二 第三十條の二の規定に違反して証券業を営んだ者

附則
この法律は、公布の日から施行する。
2 証券取引法第三十九條第一項の

規定（第三十一條第九号及び第十号の改正規定に關連する部分に限る。）は、この法律施行の際現に証券業者である者については、この法律施行の日から二年を限り、適用しない。
〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
関税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年七月二十五日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿
関税法の一部を改正する法律案
関税法の一部を改正する法律案
関税法（明治三十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十九條及び第六十條を次のように改める。
第五十九條 税關官吏ハ輸出入貨物、船舶、航空機又ハ旅客ノ取締（犯罪事件ヲ調査スル場合）ヲ行フニ當リ武器ヲ携帯スルコトヲ得
第六十條 税關官吏ハ前條ノ取締ヲ行フニ當リ特ニ自己若ハ他人ノ生命若ハ身体ノ保護又ハ公務執行ニ對スル抵抗ノ抑止ノ為已ムヲ得ザル必要アリト認ムル相當ノ理由アル場合ニ於テハ其ノ事態ニ応ジ合理的ニ必要ナリト判断セラルル限度ニ於テ武器ヲ使用スルコトヲ得

第百一條ノ三を第百一條ノ四とし、以下第百一條ノ六までを一條ずつ繰り下げ、第百一條ノ二の次に次

の一條を加える。

第百一三條ノ三 税関官吏ハ刑事訴訟法第二百三十三條ノ規定ニ依リ逮捕ヲ無クシテ現行犯人ヲ逮捕スルコトヲ得

第百一七條ノ七を第百一七條ノ九とし、同條の前に次の一條を加える。

第百一八條ノ八 税関長ハ私設ノ保税地域其ノ他関税法規ノ適用上特殊ノ取扱ヲ爲ス場所ニ税関官吏ヲ常時派出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該税関官吏ノ定員ハ行政機關職員定員法ノ定ムル所ニ依リ同法第二條第一項ノ定員外ト爲スルコトヲ得

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 行政機關職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表大藏省の項中「本省一三、一七三人」を「本省一三、一七三人」に、「計一八六、〇八八人」を「計一八五、六〇八人」に改め、同表合計の項中「八七二、〇八一人」を「八七一、六〇一人」に改め、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定める大藏省の職員の定員の外、私設の保税地域のその他関係法規の適用上特殊の取扱をする場所に常時派出するため、税関に、予算の範圍内において、政令の定めるところにより、必要な職員を置くことができる。

置くことができる。

3 行政機關職員定員法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第二條第二項」を「第二條第三項」に改める。

○小串清一君(登壇、拍手) 船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案の委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本案の要旨を申し上げますと、船舶公団の清算事務は本年九月三十日までに終らねばならないことになっておりますが、海運界の現状では、船舶所有者が共有する公団の持分を同期日までに買取することは困難なるため、その処分については相当長期間に亘るものと予想されますので、この際、船舶公団の共有持分を国に引継ぐことによりまして清算事務の促進を図らうとするものであります。即ち国は船舶公団より百二十一億九千三百余万円の共有持分を引継ぐに当りまして、その代償として、船舶公団が復興金融庫より借入れている七十億七千八百余万円の債務を肩替りする外、国の船舶公団に対する出資金の一部を減少しようとするものであります。尚、国が引継いだ船舶公団の復興金融庫に対する借入金庫を返済する代りに、政府の復興金融庫に対する出資金を減少することによつて、国は船舶公団の復興金融庫に対する債務を弁済したものとみなせようとするものであります。

さて本案審議に当りては種々の熱心なる質疑応答が交わされたのでありますが、その詳細は速記録に譲ることといたしたいと存じます。かくて質疑を終局し、討論に入り、油井委員より、海運界に対する保護政策の根本精神については了解するが、朝鮮事変による船舶料の上昇が見られる際、国家の恩恵が過大に失する結果、船舶業者に不当利得を與ふる懸念があるから、当局においては十分な監視をなすべきであるとの希望意見が述べられ、又佐多委員より、過去の国家保護助成政策の採用について、又今後の企業形態の在り方については多くの問題を含んでいるが、如何なる場合においても国民の犠牲において行われるべきではない、又国家が共有持分を引継いだ後の処置、海員職員に対する保護等についても慎重を期せられたいとの要望があり、続いて山崎委員より、事変勃発により船舶価格の騰貴を招来したが、船舶業者の経営は依然として窮乏を極めて現況に鑑み、外航問題の懸念、今後の輸出入貿易の飛躍に備えて、より一層の国家的保護育成を希望するとのそれ、賛成意見が述べられまして、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第であります。以上御報告申し上げます。

次に証券取引法の一部を改正する法律案の大藏委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。先ず本案の提案の理由及び内容について申し上げます。今回改正いたそうとする主なる点は、第一に証券業者の登録制度の整備であります。昨年末以来株式市場の不況により証券業者の資産内容は悪化し、一部証券業者について

はその整理の必要が認められておる現況に鑑みまして、現行法の登録拒否事項だけでは投資者保護に欠ける虞れがあるため、今回従来の登録拒否事項の外に、登録申請者の資本金額又は資産の額について、証券取引委員会が公益又は投資者の保護のために必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める金額に満たない者に対しては、証券業者の登録を拒否いたそうとするものであります。改正の第二は、証券業者の営業保証金について、現行法では国債証券を以てこれに充てることとしたしておるのでありますが、今回国債証券の外に、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券又は社債券を加えようというのであります。

委員におきましては、参考人より意見を聴取する等慎重に審議が交わされたのでありますが、その詳細は速記録により御承知願いたいと思ひます。かくて質疑を終了いたしました。討論に入り、木村禮八郎委員より、本改正案は証券業者の登録制度を整備して、一般投資者の証券保有を保護すると共に、証券市場を通じて産業資金の調達を容易にすることにありますが、この改正案の提案理由及び政府委員の説明によつても明らかなることと、応急的、一時的な対策であるので、今後根本的な証券対策を立てることを希望する旨の賛成意見が述べられ、油井賢太郎委員より、本改正案により証券業者の資産内容を充実せんとすることは分るが、法律によつてのみその目的を達することはできない、証券民主化運動によつて証券の民主化が行われたが、その後の株式市場の下落等を見ると、政府の証券対策がこれに伴わず、多くの証券業者の資産内容は悪化している現状にあるので、政府は本改正案と共に根本的な証券対策を立てるべきである旨の賛成意見が述べられ、森下政一委員より、昨年来証券民主化運動が行われ、大衆が証券に投資したが、その後、株式の下落によつて損失を蒙り、又証券業者もその影響を受けるに至つた、その意味において、本改正案は証券業者の資産内容を充実し、一般投資者を保護しようというので、適當であるが、併しこの際、政府は経済情勢の転換のために株価対策を講ずべきである、そして大衆が安心して投資ができるようにして貰いたい、更に証券業者の整理に當つて少数の業者がその勢力を拡大するものないように注意をして欲しい旨の賛成意見が述べられ、討論を終局し、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。

次に関税法の一部を改正する法律案の委員会におきまして審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。今回の改正の要旨を申し上げますと、第一点は、最近密貿易が特に兎悪化したところある現状に鑑みまして、その取締の徹底を図るために、税関職員がその職務の執行に當つて、武器の携帯ができる規定を設けようとするものであります。第二点は、最近の貿易の進展に即応して、私設の保税地域等に常時派出を必要とする職員が増加する見込なので、予算の範圍内において定員外の増員ができる規定を設けようとする

ものであります。

委員会においては、種々熱心なる質疑応答がございましたが、その詳細は速記録によつて御承知願いたいと思ひます。かくして質疑を終了し、討論に入り大矢委員より、改正案中「第百一條ノ三」は刑事訴訟法の現行犯の逮捕の規定と重複するものであつて、必要はないから削除すべきであり、又特派官吏の増員について、行政機関職員定員法に規定する定員内の職員をも定員外職員とし、更に増加人員は必要に応じて政令で定めるといふことは、行政機関職員定員法の精神に反するものであるから、同法の定員の規定はそのままいたし、増員の限度は定数を以て二百人以内と明示するのが妥當であるとの修正意見が述べられました。諸君のお手許にその修正案は参つてゐる筈であります。松永委員より、武器の携帯については、警察官すらも取扱に熟練しておらず、幾多の危害が発生している現状であり、税関職員に武器を携帯せしめることは甚だしく危険であり、事態もまだその段階に來ていない等の理由によつて、原案及び修正案のいずれにも反対するとの意見が述べられました。又木村委員より、密貿易の取締の現状では、武器を携帯しなくともその徹底を図り得る余地があり、警察予備隊設置の問題と関連して対外的に再軍備であるかのごとき危惧を興えるので、原案及び修正案のいずれにも反対するとの意見が述べられたのであります。次に油井委員より、密貿易の検査件数中第三國人の違反件数が相当多いが、国内法がこれらの人によつて無視されるのは誠に遺憾であり、武器を以

〔兼右傳一君登壇、拍手〕

○兼右傳一君 日本共産党を代表して閣議法の一部改正の法律案に反対の意見を表すものであります。昨年、密貿易の突撃は、件数にいたしまして千七百、金額にいたしまして三億五千万円と報告いたしました。これは当然内輪な数字であらうと考へられる理由があるのであります。問題は密貿易の原因があるのであります。どうしてこのような密貿易が発生したか。これが問題なのであります。密貿易の対象になつておりました中国、朝鮮、沖繩その他は我が国の経済再建にとつて極めて重要な地域でありまして、これと正常な貿易を取り結ぶことなしに日本経済の再建は不可能であるといふこと、例へば満州の大豆、北支の開墾炭、海南島の鉄鉱石、朝鮮の米、ソ同盟からの木材、これらの輸入に對して、我が国からは車輛、機械、器具、化学藥品等を輸出すること、これを除きましては、日本の経済再建はお

〔兼右傳一君登壇、拍手〕

ろか、日本の経済的な、從つて政治的な自立さえも不可能であるといふことは、心ある議員各位の承認せられておるところであると思ひます。我が党が国内における平和産業の無制限な拡大と發展、これを基礎といたしまして、これら今申上げましたような諸地域と、貿易でなくして自主的な貿易、押付けの輸入或いは投売りの輸出でなくして、正常な価格を以て取引をなすべき政策を掲げまして、全党を挙げて院の内外においてその実現のために健闘して來たゆえんはここに在るのであります。然るに吉田反動政府はこの正しい政策に全く逆行した政策を以て臨んでおり、日本経済をこれらの地域から孤立させ、その結果として歪められた隷屬的な状態に日本の全経済が陥つておることは、各位の承認せられておるところであります。諸君、密貿易の発生する根本の原因がここに在るのであります。政府はこの根本的原因を取り除こうと努力しないで、驚くべき、又笑うべき、関税職員三千七百名のうち千百名に武器を携帯させるといふ、そしてこの密貿易を絶滅させるというふうな、例によつて吉田總理のお好みの方策が立てられておるのであります。併しこれはむしろ表面的な理由であります。政府が今や国会にも諮らないで、警察予備隊の設置、海上保安庁の大増員を強行に断行しようとしておられますが、このことは東條軍閥もよく為し得なかつた非民主的な暴挙であるといふので、天下のごうごうたる非難を浴びておるのであります。したが、これに就きまして鐵道公安官を武装する法律案がたつた今我が党の

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 日程第十三、低性能船買入法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長佐々木鹿藏君。

報告報告書

低性能船買入法案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年七月二十八日

運輸委員長 佐々木鹿藏
参議院議長 佐藤尚武
多数意見者署名
高田 寛 山縣 勝見
小泉 秀吉 菊川 孝夫
小酒井義男 前田 穰
植竹 春彦 松浦 定義
内村 清次 岡田 信次
村上 義一 前之園喜一郎

第十條中「一の銀行を」銀行に改める。

第十一條中「拂込まれた金額を、」の下に「左の各号に掲げる債務を弁済する場合、」を、同條第二号中「この法律公布の際」の下に「当該

船舶に關し」を加え、同條に第三号として次の一号を加える。

三 当該船舶を政府に売却した者が、第八條第一号に掲げる船舶公団の持分の買取又は同條第二号に掲げる先取特権若しくは抵当権の消滅のため有することとなつた債務

附則第一項中「九月一日」を「十月一日」に改める。

附則第三項及び第四項中「八月三十一日」を「九月三十日」に改める。

要 領 書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、低性能船舶を政府が買入れることにより内航における過剩船腹を減少させ、もつて内航海運事業の正常な運営に資することを目的としたものであり、適當な立法と認める。併し本委員会は、買入代金の支拂方法、買入代金の拂い込まれる別段預金の拂戻の制限及び船舶運航令によるけい船補助金の打切時期について実情に副わぬ点があると認められたのでこれを修正した。

二、事件の利害得失
低性能船舶を政府が買入れることにより現在極めて悪化している内航における船腹の需給事情を緩和し、内航海運事業の正常な運営に資する利益がある。

三、費用
本法律案の施行により政府は二十七億円の範囲内で低性能船舶を買入れ得ることとなるが、この財源は本年度船舶運航令に基くけい船補助金予算の残額の移用による

ものである。

低性能船舶買入法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により遂行する。

昭和二十五年七月二十七日

衆議院議長 幣原喜重郎

參議院議長 佐藤尚武殿

低性能船舶買入法案

低性能船舶買入法案

(目的)

第一條 この法律は、低性能船舶を政府が買入れることにより内航における過剩船腹を減少させ、もつて内航海運事業の正常な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において、「低性能船舶」とは、左に掲げる船舶であつて、総トン数八百トン以上の鋼製のもの(重量トン数が総トン数の六十パーセント未満のものを除く。)をいう。

一 戦時標準型の船舶(海上ニ於ケル人命ノ安全ノ為ノ国際條約及國際海運載水線條約ニ依ル証書ニ關スル件(昭和十年通信省令第二十二号)に規定する國際海運載水線證書を受有するものを除く。)

二 大正十年八月以前に進水した船舶

(買入)

第三條 政府は、低性能船舶で左の各号に掲げる設備を有するものを所有者(船舶公団と共有關係にある船舶については、船舶公団以外の共有者。以下同じ。)の申込によ

り買入れるものとする。但し、この法律施行の際既に沈没している船舶若しくは大修繕を要する船舶、この法律施行の後沈没した船舶若しくは大修繕を要することとなつた船舶又は日本専売公社、日本国有鉄道若しくは地方公共団体の所有する船舶については、この限りでない。

一 ハッチその他の船体開口部の閉鎖装置
二 諸管
三 手動の操だ、設備
四 端艇一隻
五 けい器用消火器及び消防手おけ
六 てい、泊油燈及び黒球
七 いかり、びよう鐘及び索入揚びよう機

九 手動ビルヂギョング
十 タラツプ
十一 その他運輸大臣が船舶をけい留して管理するのに必要であると認めて告示したもの
2 前項の規定による買入は、買入の価格の総額が二十七億円をこえない範囲内でされなければならない。
3 第一項の規定による買入に係る船舶については、航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)第二條の規定は、適用しない。

(買入価格)

第四條 前條の規定による船舶の買入の価格は、左に掲げる通りとする。

船舶の区分	買 入 價 格
総トン数五千トン以上の船舶	四千六百六円に当該船舶の総トン数を乗じて得た金額
総トン数二千トン以上未滿二千トン以上の船舶	七千三百七円に当該船舶の総トン数を乗じて得た金額。但し、その金額が二千三百三万円をこえることとなるときは、二千三百三万円
総トン数二千トン未滿の船舶	八千八百九十円に当該船舶の総トン数を乗じて得た金額。但し、その金額が一千四百七万四千円をこえることとなるときは、一千四百七万四千円

(申込の期間)

第五條 第三條の買入の申込をすることが出来る期間は、昭和二十五年九月一日から同月三十日までとする。

(買入の順位)

第六條 前條の申込の期間内に買入の申込のあつた船舶のすべてを買

心による。

(買入契約)

第七條 買入契約は、文書をもつて締結し、その文書には、少くとも左の事項が記載されなければならない。
一 当該船舶の名称、番号及び信号符
二 当該船舶の買入の価格
三 当該船舶の引渡の時期及び場所
四 当該船舶が船舶公団との共有に属する場合における船舶公団の持分の買取に関する事項
五 当該船舶の上在先取特権又は抵当権が存する場合における先取特権又は抵当権の消滅に関する事項
六 当該船舶の主汽機及び主機関の除去又は破壊に関する事項

(買入契約の解除)
第八條 運輸大臣は、左の各号の場合には、買入契約を解除しなければならない。
一 買入契約の目的物たる船舶が船舶公団との共有に属する場合において、買入契約で定める引渡の日までに船舶公団以外の共有者が船舶公団の持分の買取を行わなかつたとき
二 買入契約の目的物たる船舶の上在先取特権又は抵当権が存する場合において、買入契約で定める引渡の日までに先取特権又は抵当権を消滅させなかつたとき
三 買入契約で定める引渡の日までに買入契約の目的物たる船舶

の主汽機及び主機関を除去せず、且つこれらを修復すること
が採算上困難な程度に破壊しな
かつたとき。

(支拂方法)

第九條 運輸大臣は、買入契約の目的
物たる船舶の引渡を受けた後に当
該船舶の対価を支拂うものとする。

第十條 前條の支拂は、買入契約で
定めるところにより、一の銀行
(日本銀行を除く。)に設けられた
当該船舶を政府に売却した者の別
段預金の勘定に拂い込むものとす
る。

(拂戻の制限)

第十一條 買入契約においては、当
該船舶を政府に売却した者が前條
の規定によりその別段預金の勘定
に拂い込まれた金額を、左の各号
に掲げる債務を完済した場合又は
左の各号に掲げる債務がない場合
の外拂戻を請求しない旨を定めな
ければならない。

一 当該船舶を政府に売却した者
が、その売却にあたりその使用
人が組織する労働組合との間に
使用人に対する退職金の支拂の
ための労働協約を締結した場合
におけるその退職金の債務

二 当該船舶を政府に売却した者
が、この法律公布の際有する債
務

(所有権移転の時期)

第十二條 買入契約の目的物たる船
舶の所有権は、当該船舶の引渡の
時に移転する。

(登記のまづ消等)

第十三條 国が買入契約の目的物た
る船舶の所有権を取得したとき
は、運輸大臣は、速かに、当該船
舶(以下買入船がいう。)の
登記のまづ消の嘱託及びまづ消の
登録をしなければならぬ。

(管理)

第十四條 買入船がいは、運輸大臣
が管理する。

(保管)

第十五條 買入契約の目的物たる船
舶を政府に売却した者は、買入契
約で定めるところにより、当該買
入船がいを次條の規定により運輸
大臣が大蔵大臣に引き継ぐまでの
間保管しなければならない。この
場合において、その保管の期間
は、昭和二十六年七月三十一日以
後にわたることはない。

(売却)

第十六條 運輸大臣は、買入船がい
を売却し、大蔵大臣に引き継が
なければならぬ。

大蔵大臣は、運滞なく、買入船
がいを、解撤して鉄くずとする者
に売却し、大蔵大臣は、昭和二十六年七月
三十一日までに買入船がいの売却
ができないときは、同年九月三十
日まで解撤し、又は放棄しなけ
ればならない。

(解撤の義務)

第十七條 買入船がいを政府から買
い受けた者は、昭和二十六年九月
三十日までに、当該買入船がいの
船体から、これに使用している鋼
製の部分の重量の少くとも四分の
一に相当する重量の鋼製の部分を
除去することに努めなければならない。

(運搬等の禁止)

第十八條 買入船がいを政府から買
い受けた者は、当該買入船がいを
譲り渡し、貸し渡し、又は担保に
供してはならない。

(優先的取扱の禁止)

第十九條 この法律の規定に基き、
低性能船舶を政府に売却した者
は、船舶の製造に関し、運輸大臣
その他の政府機関によつて特に有
利な取扱を受けることがない。

第二十條 第十八條の規定に違反し
た者は、一年以下の懲役又は十萬
円以下の罰金に処する。

附則

第一條 この法律は、公布の日から施行
する。但し、附則第二項から第四
項までの規定は、昭和二十五年九
月一日から施行する。

第二條 船舶運航令(昭和二十五年政令
第四十八号)の一部を次のように
改正する。

目次中第二章 内航船舶(第四
條「第十一條」を第二章 削除
に改める。

第二章 削除
第四條から第十一條まで 削除

第三條 昭和二十五年八月三十一日まで
に引き続き三十日以上したがい船
に係るがい船補助金の支給につい
ては、なお従前の例による。

4 政府は、船舶運航令に規定する
内航船舶の所有者(船舶共有の場
合には船舶管理人、船舶賃借(期
間より船を含む。)の場合には船
舶借入人)が、その船舶をこの法
律施行の際にけい船し、昭和二十
五年八月三十一日までに引き統
き十日以上三十日未満の期間けい
船したときは、その者に對し、
けい船補助金を交付する。この場
合においてけい船補助金の支給に
ついては、改正前の船舶運航令の
規定の例による。

〔佐々木鹿藏君演説、拍手〕
○佐々木鹿藏君 只今議題となりまし
た低性能船舶買入法案について本委員
会における審議の経過及び結果につい
て御報告申し上げます。

我が國の海運は、本年四月以降永年
の統制を解除されまして、民間の自由
運営に返されたのでありますが、海運
貨物の荷動きが極めて不振であります
ために、本邦船舶の半分に近い約百萬
重量トンの船舶が過剰となり、緊縮さ
れている実情であります。これらの過
剩船舶は、現在においては無論のこと
と、将来における見通しよりいたしま
しても到底消化の見込みなく、殊に日
本海運の痛となつておるのでありま
す。最近における朝鮮事変により若干
の船舶が使用されておりますが、この
ような大量の過剰船舶の消化には、さ
りたる影響を生ずるには至つていない
のであります。このような船舶過剰に
よる緊縮につきましては、海運統制の
解除と共に、差当りの措置をいたし
まして緊縮補助金を支給して参つたの
であります。これは一時的、糊塗的

対策でありましたので、一刻も早くこの
異常な過剰船舶の問題を解決して、内
航における海運事業の正常な運営を圖
る対策を講ずる必要があるものでありま
す。本法案はこのような必要に應じ提
案されたものであります。

次に本法案の要点を申し上げますと、
その第一点は、過剰船舶を解消するた
めに、戦時中に粗製濫造されました
いわゆる戦艦船と船舶三十年以上の老船
船、即ち低性能船舶を、政府が船主の
任意の申込により買入れることができ
る旨を定めておりました。その買入価
格を法定しております。買入れに要す
る経費は、緊縮補助金制度を八月一杯
で廃止し、この予算の残額を移用する
こととし、二十七億円を法定限度とし
ております。これによる買入船は約六
十萬重量トンでありまして、遅くも明
年九月末日までに解撤等の措置を實施
させることを定めております。第二点
は、船舶の買入れにより政府の支拂う
対価は売主の別段預金とし、その拂戻
しについては制限を加えておること
であります。その他本法案の規定を達成
するため必要な規定を設けておしま
す。

本委員会の審議におきまして、一委
員より次のような修正案が提出されま
した。即ち第一に、原案には政府の支
拂う船舶買入代金は、買入契約で定め
る一の銀行の別段預金に拂込まれるこ
とになつておりますが、船主の取引銀
行は数多くあり、その一のみに限定す
るは実情にそぐわないので、この制限
を外すこととし、第二に、原案では、
別段預金の拂戻しの請求を、船舶売却
に伴う使用人の退職金の債務と、本法
案公布の際、有する債務を完済した場

除去することに努めなければならない。

(運搬等の禁止)

第十八條 買入船がいを政府から買
い受けた者は、当該買入船がいを
譲り渡し、貸し渡し、又は担保に
供してはならない。

(優先的取扱の禁止)

第十九條 この法律の規定に基き、
低性能船舶を政府に売却した者
は、船舶の製造に関し、運輸大臣
その他の政府機関によつて特に有
利な取扱を受けることがない。

第二十條 第十八條の規定に違反し
た者は、一年以下の懲役又は十萬
円以下の罰金に処する。

附則

第一條 この法律は、公布の日から施行
する。但し、附則第二項から第四
項までの規定は、昭和二十五年九
月一日から施行する。

合、又はかかる債務がない場合のみに限定しておりますが、修正案は、売却船舶に關係のない債務に充當するの適当でないので、売却船舶に關し有する債務に限定し、又船主は売却船舶を政府に引渡すまでに船舶公団の持分を買取り、又その船舶の上に存する先取特權又は抵當權を消滅させなくてはならないので、このために有することとなつた債務を追加すると共に、これらの債務を完済した穴埋めの場合に於てなく、直接弁済に充當する場合にも別段預金の拂戻しを請求し得ることとし、第三に、原案においては、本年八月末日で船舶補助金が打切られる一方、船舶買入れの申込期限は九月末日であり、この間一ヶ月のギャップを生じますので、船舶補助金の支給を九月末日までに延長することとし、所要の修正を加へることとあります。

本委員会は慎重審議の結果、原案は修正案通り修正可決すべきものと全会一致を以て議決した次第であります。

以上御報申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 本案に対し討論の通告がございませう。発言を許します。小泉秀吉君。

〔小泉秀吉君登壇、拍手〕

○小泉秀吉君 本員は本案の修正案に賛成するものであります。本案は、我が国海運の消長に重大なる關係を及ぼすことを痛感いたしましたので、聊か所懐を述べて本案賛成の理由を明かにしたいと存する次第でございます。

本年四月、一切の船舶が民営に還元せられまして、爾來海運界の民情は著しく船腹過剩となり、いわゆる未活動

船舶は約百万重量トンに達しておるのであります。これら船腹は本邦の現在の荷動きの実情から見まして、いつの日か活動できるやら全く不明であるばかりでなく、老朽船が又はその性能が甚だ不良でありまして、又航海技術上もその安全を確保し難いのが甚だ多いのであります。新造船に比較しますると甚だしく不経済船であり、断じて競争に堪へないものでございます。かかる船舶が多量に存在いたしまする限り、常に我が国の海運界不況の原因となりまして、国際海運市場参加の病となるのであります。本邦海運の復興はさうな意味において現在のままで決して所期せられないのであります。委員長の説明にもありました通りでございますが、更に又一方、船員の立場から見ましても、この種の船舶の存在は常に船員の生活の安定を脅かしておるのであります。若しも現状のままに推移して参りますならば、船舶補助金が打切られます結果、約五千人の失業問題が起り、船員の生活不安はますます加わつて行くのであります。私

はこの法律実施によりまして、これらの問題が大いに調整できるものと確信するのであります。ただ、ここに現下の朝鮮動亂に關連いたしまして、本法実施上希望を申述べて置きたいと思ふのであります。即ち朝鮮動亂の惹起による情勢の変化は、本法実施上におきまして、本法立案當時は予想されなかつた困難があるものと考へざるを得ないのであります。殊にこの法律の建前は、先刻御説明がございましたように、全く自由意思に任されてあるものでありますから、若しも目前の利益追求のために船舶所有者の希望が、特に

大型船舶所有者の協力が低調であります場合には、折角の本法も殆んど死文になりまして、海運界の痛は依然として療治されず、長く本邦海運の立直りは所期されないことを慮れるのでありますから、この際、有力船主団と政府との緊密なる連携協力が絶対に必要であると信ずるものであります。即ち船舶所有者は日本海運の復興という大乗の見地からの自覚に立ち、政府は又海運事情の変化に留意し、本法による買入契約等におきましても相互に無理のないよう万全を期せられて、苟くも本法制定の目的が龍頭蛇尾に終らないよう特に希望する次第であります。以上。

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は結局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本委員会を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第十四、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長報告を求めます。文部委員長堀越郎君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年七月二十七日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武君

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案
教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和二十八年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○堀越郎君登壇、拍手

○堀越郎君 文部委員会に付託されました教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案、この審議の経過並びにその結果の御報告を申し上げます。本案の内容は、相当期間教職にあつた教員に対する上級免許状授與の特例を定めた事項の有効期間が昭和二十八年三月三十一日までとされておりましたのを、更に三年延長いたしました。昭和三十一年三月三十一日までとしたものであります。政府の提案の理由とするところによりますと、昭和二十八年三月三十一日までの期限では、資格授與の認定講習の運営に當りまして諸種の困難があるを判断されましたので、更に三ヶ年延長して、その困難を緩和しようとするのであります。

委員会においては慎重審議を重ねましたが、その間における主な質疑応答の内容を申上げたものと存じます。現在の法律による教員資格認定講習は、休暇以外に相当な日数を割いて行ふために、教員の身体的、経済的負担の過重であること、従つて教育の能率低下及び空白を来たすこと、講師及び会場の選定が不適當であり、且つ講習内容の不十分であることなどの欠陥があるので、本法の全面的検討をする必要があるが、これに關する政府の対策はどうか、こゝういふ質問に対しまして、認定講習には諸種の欠陥があると思ふから、法律の改正については十分検討して、改正を要する点については速かに善処をするし、講習の欠陥については更に詳細調査の上改善することにして、更に又予算的措置についても十分な努力を重ねることになつたといふ答弁があつたのであります。更に、教員の質の向上の外、その量の充實を図る必要があるがとの質疑に対して、政府は、教員養成について特に教育奨学金の増額を考慮しておるとの答弁があつたのであります。

かようにいたしましたしまして質疑を終了し、討論並びに表決に入りまして、梅原、矢嶋、木内、木村、荒木、岩間の各委員の賛成意見が述べられ、全会一致を以て本案を可決いたしましたのであります。その間、一委員より、教育職員免許法及び同施行法は政府においても全面的に検討をすること、更に教員の経済的負担の軽減を図るために、政府は速かにこれに必要な予算的措置を講ずることという希望意見の陳述があり

まして、全員これに賛成いたしましたので、ここに申添えて置くことにいたしました。以上を以て本案の報告を終ります。

(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(総員起立)

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所の設置に關し承認を求めぬの件、固有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めぬの件(いずれも衆議院送付)、以上兩案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長小串清一君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所の設置に關し承認を求めぬの件 右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年七月二十九日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所の設置に關し承認を求めぬの件

最近における外国貿易の増進に對し、税関行政の円滑な遂行を期するため、別紙の通り、東京税関支署羽田飛行場出張所及び門司税関津久見出張所をそれぞれ税関支署と

別紙

税関支署、税関出張所及び税関支署出張所の新設

所轄税関	税関支署名	現在の名称	位置
横浜	横浜税関羽田飛行場支署	東京税関支署羽田飛行場出張所	東京都
門司	門司税関津久見出張所	門司税関津久見出張所	大分県北海部郡津久見町
二新設	出張所名 <td>位置</td> <td></td>	位置	
横浜	横浜税関高島埠頭出張所	横浜市	
神戸	神戸税関中埠頭出張所	神戸市	
門司	若松税関支署八幡出張所	八幡市	
	長崎税関支署針尾出張所	長崎県東彼杵郡江上村	

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

固有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めぬの件 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年七月二十九日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長佐藤尚武殿

し、横浜税関高島埠頭出張所、神戸税関中埠頭出張所、兵庫埠頭出張所、若松税関支署八幡出張所及び長崎税関支署針尾出張所をそれぞれ新設する必要があるため、大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)第二十三條第一項の規定による税関の支署及び出張所の設置について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十六條第四項の規定に基き、国会の承認を求めぬ。

〔小串清一君登壇、拍手〕

○議長(佐藤尚武君) 只今議題となりました地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所の設置に關し承認を求めぬの件の大蔵委員会におきます審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本件は、最近における外国貿易の増進に對し、税関行政の円滑なる遂行を期する必要があるため、東京税関支署羽田飛行場出張所及び門司税関津久見出張所をそれぞれ、税関支署にするに、横浜税関高島埠頭出張所外四出張所をそれぞれ、新設しようとするものであります。

本件につきましては委員会において慎重審議の後、討論採決の結果、全会一致を以てこれを承認すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。

次に議題となりました固有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めぬの件の大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本件は、天皇、皇后、皇太后三陛下及び皇太子殿下の葉山御用邸御滞在時において、馬匹の繋養、馬車の格納等の目的に使用せられていた土地が不用品となつたので、皇家用財産としての用途を廃止しようとするものであります。用途廃止後は大蔵省においてこれを普通財産として最も有効適切にその活用を図ることになつております。

町大字下山口字白石一四一八の二

一、口 座 名 葉山御用邸附屬地
一、区 分 土地
一、数量及び価格 二、六〇〇坪
一九二四〇坪(台帳価格)

本件につきましては、慎重審議の後、討論採決の結果、全会一致を以て異議がないものと議決せられました。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより兩件の採決をいたします。

先ず地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所の設置に關し承認を求めぬの件を問題に供します。委員長の報告の通り本件に承認を與へることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て承認を與へることに決しました。

○議長(佐藤尚武君) 次に固有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めぬの件を問題に供します。委員長報告の通り可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て委員長の報告の通り可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して日程第二十三及び第二十四の諸議を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認め

ます。よつて本件は全会一致を以て承認を與へることに決しました。

○議長(佐藤尚武君) 次に固有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めぬの件を問題に供します。委員長報告の通り可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て承認を與へることに決しました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して日程第二十三及び第二十四の諸議を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認め

ます。よつて本件は全会一致を以て承認を與へることに決しました。

○議長(佐藤尚武君) 次に固有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めぬの件を問題に供します。委員長報告の通り可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て承認を與へることに決しました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して日程第二十三及び第二十四の諸議を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認め

ます。よつて本件は全会一致を以て承認を與へることに決しました。

めます。先ず委員長の報告を求めま
す。法務委員会理事宮城タマヨ君。

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

〔宮城タマヨ君登壇、拍手〕

○宮城タマヨ君 只今議題となりまし
た請願第四号、郡山市に仙台高等裁判
所支部設置の請願、及び第百三十四
号、立川市に東京地方裁判所等の支部
設置の請願につきまして、委員会の
審査の経過及び結果について御報告申
上げます。

当委員会におきましては、右二件に
ついて、政府委員、最高裁判所係員等
よりこれに対しまする説明を聴取し、
慎重審査の結果、いずれも願意を妥當
なもの認め、第四号は全会一致を以
て、又第百三十四号は多数を以て採択
の上、これを内閣に送付すべきものと
決定いたしましたのでございます。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

これらの請願は委員長報告の通り採択
し、内閣に送付することに賛成の諸君
の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め
ます。よつてこれらの請願は全会一致
を以て採択し、内閣に送付することに
決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の
順序を変更して、日程第十五より第
十二までの請願及び日程第五十九の陳
情を一括して議題とすることに御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めます。
人事委員長木下源吾君。

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

〔木下源吾君登壇、拍手〕

○木下源吾君 只今議題となりました
請願九件及び陳情一件について、人事
委員会における審査の経過並びにその
結果を御報告申上げます。

先ず請願第二百八十八号と第四百四
十号とは国家公務員の給与ベース改訂
に関するものでありまして、政府は、
物価安定による実質賃金の向上とか福
利施設の拡充などを口実として低賃金
を強いているのであるが、公務員の給
與は民間給与と比較して極めて低位に
あり、内職など別途収入の途を講じて
いる実情であつて、その上種々の生活
必需品の公価の引上げは日常生活に及
ぼす影響が多であり、かくては公務
員として私生活に煩わされず職務を遂
行することができない故、早急に給与
ベースを改訂されたらとの趣旨であり
まして、その願意は妥當と認められる
ものであります。

次に請願第三百十四号、第四百二十
一号及び陳情第四十五号の三件は、国
家公務員の勤務手当に関するもので
ありまして、それら北海道江別町、
山形県新庄市及び岐阜県高山市におけ
る物価の突情から、勤務手当を引上
げられたいとの趣旨であります。本
件は関係するところも広く、従来の行掛
りもあつて、俄かに処置することは考
慮を要するのであるが、政府においては
は新しい角度からこの手当の全般に

亙つて再検討するを適當とする意味
において、願意を採択すべきものと認め
ます。

次に請願第九号は、青森県のごと
き北海道に準ずる寒冷地の公務員に付
しては、北海道におけると同様に、寒
冷手当の外、石炭手当に準ずる手当
を支給されたいとの趣旨であります
が、その支給方法、支給地域等に関し
ては、政府において科学的な研究を行
い、願意を達成させるが適當であると
認められます。

次に請願第六十五号は、裁判所書記
官や少年調査官が、或いは家庭裁判の
実務に、或いは少年犯罪者の防犯指導
等、特殊の職務に従事するため、特別
の教育、研究を要し、又は危険にさら
されるものであるから、その給与につ
いては一般職の職員との給與に關する法
律に定める一般公務員の俸給表によら
ず、同法別表第二即ち職務職員及び
経済調査官關係を適用されるよう改正
されたいとの趣旨であります。俸給表
の適用については尙研究の余地がある
と思われませんが、願意は大体妥當と認
められます。

次に請願第九十九号は、全国国立
大学附屬学校の教官が特殊な任務を有
し、優秀な資質を要するにも拘わら
ず、その待遇は地方公立学校教員のそ
れに比べて著しく低いので、地方教員
からの採用も困難であるから、地方教
員並みに増給し、研究費等を改善され
たいとの趣旨であります。

次に請願第二百七十八号は、建設省
關係の危険作業、防炎作業、不能康地
作業等に従事する職員が、政府職員の
特殊勤務手当に関する政令の適用を除
外されたまま放置されているのである

が、早急にこの手当を支給されたいと
の趣旨であります。

最後に請願第三百三十五号は、北海
道及び北七県の地方議会議長からの
請願でありまして、医師たる公務員が
一般公務員の俸給表を適用されるた
め、民間の医師に比べて収入が低く、
従つて衛生技術者、殊に保健所職員に
有能な者を採用できず、国民保健上憂
心に堪えないから、給與法に特例を設
けられたいとの趣旨であります。

右三件はいずれもその願意が妥當な
ものと認められます。

本委員会は以上の請願九件及び陳情
一件について関係政府委員の説明を求
め、慎重審査の結果、いずれもその願意
は妥當であり、政府をして所要の措置
をとらしめる必要があるものと認めま
して、これを議院の會議に付し、採択の
上は内閣に送付するを要するものと決
定いたしました。

尚これらの外にも給与ベース改訂に
關して二件の請願が本委員会に付託さ
れ、いずれも昨年末人事院報告の七千
八百七十七円ベースを越えて九千七百
円ベースを要望しているために、一応
採択を見合せてもよいとありますが、こ
の外、給与ベース引上げに關して非公
式の文書による陳情が極めて多く、熱
心に提出されている実情であることを
この際特に申し添えて御報告申上げる
次第であります。以上。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は委員長報告の
通り採択し、内閣に送付することに賛
成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め
ます。よつてこれらの請願及び陳情は
全会一致を以て採択し、内閣に送付す
ることに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第
二十五より第二十七までの請願を一括
して議題とすることに御異議ございま
せんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。外務委員長櫻内辰郎君。

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

〔櫻内辰郎君登壇〕

○櫻内辰郎君 只今議題となりました
請願四件について外務委員会の審査の
経過並びに結果を御報告いたします。

請願第三百三十二号、第二百六十九号
及び第四百二十二号は、いずれも在外
公館が借入れた資金の支拂促進方に關
するものでありまして、その内容とし
ては、提供した全額の即時支拂、円換
算率の適正公平を図ること、期間中の
金利を支拂うこと等を陳述しているの
であります。次に請願第三百七十号
は、昭和二十一年末より同じく二十三
年三月までの期間に、大連在任の邦人
が大連市政府の公債募集に應ずるよう
命令をせられたが、この応募額を在外
公館借入金と同様に処理して欲しいと
いう趣旨であります。本委員会はこれ
らの請願に対し政府側の説明を聴取
し、種々質疑の後、採決をいたしました
ところ、いずれも願意を認めて採択
し、議院の會議に付し、且つ内閣に送
付すべきものと全会一致を以て決定し
た次第であります。

右御報告申上げます。(「異議なし」と呼ぶ者あり、拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕
○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第二十八より第三十五までの請願及び日程第六十及び第六十一の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員長深川榮左エ門君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
〔深川榮左エ門君登壇、拍手〕
○議長(佐藤尚武君) 只今議題になりました請願及び陳情について通商産業委員会における審議の結果を御報告申上げます。請願第三十六号、石川県小松市に金沢鐵道支所設置の請願、同じく第百四十六号、衣料登録店の救済に関する請願、同じく第百七十一号、絹人絹織物工業の経済自立に関する請願、同じく第百七十五号、絹人絹織物の輸出振興対策に関する請願は、機織に関するものであります。同じく第百七十六号、中小企業共同施設の助成金増額に関する請願、同じく第百九

十四号、中小企業緊急金融対策等に関する請願、同じく第百三十三号、中小企業金融対策に関する請願、同じく第百四十九号、中小企業者の金融難対策に関する請願及び陳情第十七号、中小商工業者救済に関する陳情、同じく第二十五号、中小企業金融対策に関する陳情は、共に中小企業対策に関するものであります。本委員会においては審議の結果、以上の請願八件及び陳情二件は、いずれもその願意を概ね妥当と認め、これらを採択し、議院の會議に付し、且つ内閣に送付を要すべきものと決定いたしました次第であります。以上簡単に御報告を申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕
○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。郵政委員長大野幸一君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
〔大野幸一君登壇、拍手〕

○大野幸一君 只今議題となりました請願につきまして、郵政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

郡山市に郵政健康管理局設置の請願外六件の請願は、いずれも関係市町村における郵便局その他郵政関係官署の新設昇格等、郵政省の措置を要するものであります。又簡易保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願六件は、去る第二国会以来同一趣旨の多数の請願があつたものであります。本請願の趣旨は、現在大蔵省預金部に預託されておる本積立金を、従前のごとく地方還元の方針に則り、郵政省において直接運用することを要するものであります。

本委員会は慎重審議の結果、いずれも願意妥協と認め、これを議院の會議に付し、且つ内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定いたしました。以上御報告を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕
○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。郵政委員長大野幸一君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
〔大野幸一君登壇、拍手〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。電氣通信委員長尾重雄君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
〔尾重雄君登壇、拍手〕

○村屋重雄君 只今議題となりました請願及び陳情について電氣通信委員会の審査の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず郡山市に電氣通信省通信病院又は分府新設の請願、次に福島県川俣町の電話回線増設に関する請願、又郡山放送局の放送設備拡張に関する請願、次に郡山、福島両市間の電話即時通話制度実施に関する請願、次に郡山電話局の電話交換方式変更促進に関する請願、次に郡山電話局独立庁舎新築に関する請願、次に福島県中野、郡山両局間に直通電話架設の請願、次に岡山県高梁町に電報電話局設置の請願、次に福島県玉野村に電話架設の請願、次に佐賀電話局舎の新築等に関する請願、次に岐阜県萩原町電話を那加電報電話局普通加入区域に編入の請願、次に大隅地区に電話線増設及び新設の陳情。

委員会は以上の請願及び陳情につきまして慎重審議の結果、いずれも願意を妥協なものとして認め、これを採択し、議院の會議に付し、且つ内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定いたしました次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕
○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。失業緊急事業に関する請願、請願文書表第二百四十四号、失業緊急事業に関する請願二件は、いずれも現下の深刻な

成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕
○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。失業緊急事業に関する請願、請願文書表第二百四十四号、失業緊急事業に関する請願二件は、いずれも現下の深刻な

成の諸君の起立を求めます。

失業情勢緩和のため緊急失業対策事業の拡充強化を要するものである。委員会におきましては以上請願三件いずれもその願意妥当なるものと認め、これを採択し、院議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(総員起立)

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午後四時九分散会

午後四時九分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 全国選挙管理委員会委員の指名

一、国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件(国立遺伝学研究所評議員会評議員)

一、国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件(新聞出版用紙割当審議会委員)

一、文化財保護委員会委員の任命に関する件

一、日程第二 日本国有鉄道の本州及び九州における地方組織改革実施延期に関する決議案

一、日程第三 鉄道公安職員の職務に関する法律案

一、言論の自由に関する緊急質問

一、日程第四 横浜国際港都建設法案

一、日程第五 神戸国際港都建設法案

一、日程第六 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

一、日程第七 漁業法の一部を改正する法律案

一、日程第八 日本製鉄株式会社法廃止法案

一、日程第九 失業保険法の一部を改正する法律案

一、日程第十 船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案

一、日程第十一 証券取引法の一部を改正する法律案

一、日程第十二 関税法の一部を改正する法律案

一、日程第十三 低性能船舶買入法案

一、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、税関の支署及び出張所の設置に関し承認を求めるの件

一、国有財産法第十三條の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

一、日程第二十三及び第二十四の請願

一、日程第十五乃至第二十二の請願

一、日程第五十九の陳情

一、日程第二十五乃至第二十七の請願

一、日程第二十八乃至第三十五の請願

一、日程第六十及び第六十一の陳情

一、日程第三十六乃至第四十三の請願

一、日程第四十四乃至第五十五の請願

一、日程第六十二の陳情

一、日程第五十六乃至第五十八の請願

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君

副議長 三木 治朗君

議員 結城 安次君 山内 良一君

山本 勇造君 山内 卓郎君

村上 義一君 宮城タマヨ君

津口 三郎君 前田 徳君

堀越 儀郎君 藤森 眞治君

藤野 繁雄君 波多野林一君

野田 俊作君 西田 天香君

徳川 宗敏君 常岡 一郎君

伊達源一郎君 高橋 道男君

高橋龍太郎君 高田 寛君

高瀬 直人君 高木 正夫君

鈴木 直人君 杉山 昌作君

新谷寅三郎君 島村 軍次君

秋山俊一郎君 高橋進太郎君

仁田 竹一君 上原 正吉君

土屋 俊三君 池田七郎兵衛君

石川 榮一君 大谷 肇酒君

九鬼敏十郎君 深水 六郎君

鈴木 恭一君 大矢半次郎君

野田 卯一君 植竹 春彦君

中川 以良君 小野 義夫君

鈴木 安幸君 黒川 武雄君

横尾 龍君 石坂 豊一君

岩沢 忠恭君 北村 一男君

中川 幸平君 一松 政二君

橋本萬右衛門君 徳川 頼貞君

中山 壽彦君 泉山 三六君

工藤 鏡男君 小杉 繁安君

小串 清一君 飯島連次郎君

伊藤 保平君 井上なつゑ君

赤澤 興仁君 赤木 正雄君

黒田 英雄君 川村 松助君

大野木秀次郎君 杉原 荒太君

長谷山行毅君 愛知 葵一君

古地 信三君 加藤 武徳君

重宗 雄三君 大屋 晋三君

平岡 市三君 左藤 義詮君

小林 英三君 佐々木鹿蔵君

林屋龜次郎君 櫻内 辰郎君

一松 定吉君 鬼才 義齊君

中田 吉雄君 村尾 重雄君

青山 正一君 金子 洋文君

門田 定藏君 清澤 俊英君

カニエ邦彦君 島 清君

野溝 勝君 加藤シヅエ君

若木 勝蔵君 永井純一郎君

三橋八次郎君 原 虎一君

齋 武雄君 高田なほ子君

鈴木 強平君 吉川末次郎君

小林 孝平君 山花 秀雄君

松浦 清一君 荒木正三郎君

菊川 孝夫君 赤松 常子君

深川榮左エ門君 菊田 七平君

山田 節男君 三輪 貞治君

成瀬 幡治君 田中 一君

松永 義雄君 小泉 秀吉君

大隈 信幸君 前之園寛一郎君

松浦 定義君	森下 政一君
樺 繁夫君	岡田 宗司君
小松 正雄君	堀木 謙三君
松原 一彦君	羽仁 五郎君
内村 清次君	小酒井義男君
栗山 良夫君	曾祢 益君
矢嶋 三義君	西園寺公一君
佐々木良作君	木下 源吉君
棚橋 小虎君	和田 博雄君
下條 恭兵君	河崎 ナツ君
上條 愛一君	森崎 隆君
羽生 三七君	平林 太一君

國務大臣

内閣總理大臣	吉田 茂君
外務大臣	
法務總裁	大橋 武夫君
文部大臣	天野 貞祐君
通商産業大臣	横尾 龍君
運輸大臣	山崎 猛君
労働大臣	保利 茂君
建設大臣	増田甲子七君

政府委員

内閣官房長官	阿崎 勝男君
法務政務次官	高木 松吉君
法制意見長官	佐藤 達夫君
大蔵政務次官	西川甚五郎君
農林政務次官	島村 軍次君

定価 一部 六円五十銭
送料 実費

発行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
電傳東京一九〇〇〇 官報課